

平生町告示第15号

令和5年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年6月5日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和5年6月19日
  - 2 場 所 平生町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
赤松 義生君	中川 裕之君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
細田留美子さん	中村 武央君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和5年 第5回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和5年6月19日 (月曜日)

---

議事日程 (第1号)

令和5年6月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第27号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第28号 平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 日程第7 議案第29号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第30号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第31号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第32号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第11 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第12 委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第27号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第28号 平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 日程第7 議案第29号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第30号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第31号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第32号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第11 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

日程第12 委員会付託

---

出席議員（12名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 加村 直子さん
書記 藤田 智典君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	浅本 邦裕君	副町長 ……………	高木 哲夫君
教育長 ……………	清時 崇文君	会計管理者 ……………	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			中尾 和正君
地域振興課長 ……………	星出 一明君	デジタル推進課長 ……………	横田 佳幸君
町民福祉課長 ……………	淵上万理子さん	税務課長 ……………	池田 真治君
健康保険課長 ……………	久保 秀幸君	産業課長 ……………	吉岡 文博君
建設課長 ……………	友田 隆君	環境政策室長 ……………	山本 和也君
学校教育課長 ……………	吉本 敏行君	社会教育課長 ……………	三村 直子さん
総務課財務班長 ……………	山本 順一君		

---

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、令和5年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において中村一幸議員、中本敦子議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの9日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間と決しました。

---

#### 日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び、委任を求めた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告いたします。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さんおはようございます。

令和5年度がスタートして2か月あまりが経過し、早いもので6月半ばを過ぎました。

水田で早苗が風に揺れる風景が町内各所で見られるようになりました。今年の梅雨入りは、平

年より6日早い5月29日に発表されましたが、梅雨時期の降雨量が、災害もなく、農家にとっては程よい恵みの雨にとどまることを願うばかりでございます。

さて、本町では5月から10月末まで、軽装での執務を許可しており、この時期は多くの職員が、町が推進しております施策にちなんだイタリアーナひらおポロシャツを着用しております。本日は、6月定例会の初日に当たり議員の皆様とともにカラフルなイタリアーナひらおポロシャツを着用して会議に臨んでおります。議会の御協力に感謝申し上げますとともに、これからも夏の風物詩として続いて欲しいと願っております。

そうした中、令和5年第5回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日、提出いたします議案は、予算1件、条例5件となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、4月に行われました平生町議会議員一般選挙は8年ぶりに選挙戦となりました。御当選をされました議員の皆様方におかれましては、任期が始まって初の定例会となります。

また、6月1日の臨時議会におきまして、議長さん、副議長さんをはじめとする新たな議会構成が決定され、スタートされたところであります。なかでも、定数12人中4人の女性議員の存在は、昨今の女性進出の観点から申し上げましても女性活躍社会の実現に向けて先端に位置しており誠に喜ばしい限りであります。

我々執行部も、新たな気持ちで、町政の推進に努めてまいりたいと思います。そして、議会と行政が車の両輪のごとく、切磋琢磨しながら、町民の負託に応えてまいりたいと存じますので、議員の皆様方におかれましては、格段の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、御報告させていただきます。

国の今年度予算は3月28日に成立いたしました。一般会計総額は、114兆3,812億円と初めて110兆円を超え、過去最大となっております。

歳出では、全体の3分の1近くを占める社会保障費が過去最大の36兆8,889億円となったほか、防衛費も過去最大の6兆7,880億円、国債費も過去最大の25兆2,503億円となっております。地方交付税交付金は16兆3,992億円と令和4年度より5,166億円増加しております。

また、昨年度に続いて新型コロナや物価高騰対策などに備えるための予備費として5兆円が計上されております。

歳入では、税収が69兆4,400億円と昨年度より4兆2,050億円増となっております。

税外収入は、9兆3,182億円が見込まれておりますが、不足する3兆5,623億円を新たな国債発行で賄うこととされており、国債の発行残高は、年度末には1,068兆円となる見通しです。

政府は、今月決定した「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」では、新型コロナウイルス対策で大きく膨らんだ歳出構造を流行以前の姿に戻していくと明記されており、傷んだ財政の立て直しが課題となっています。

また、地方財政の歳出構造も平時に戻すと明記され、地方創生臨時交付金は効果や効率を検証するとし、新型コロナ対策部分は廃止の方向で調整、物価高騰対策部分は別制度とすることなどを検討するとされています。

一方で大幅な予算増額を見込む少子化対策は、最も有効な未来への投資と位置づけられ、「こども未来戦略方針」に沿って抜本的に強化されることとなるほか、2027年度に向けて予算を大幅増額する防衛分野では、新鋭兵器の研究開発や情報戦への対応強化が盛り込まれておりますが、少子化対策で想定される社会保険料の上乗せや、防衛財源を賄う増税策の具体化は先送りされた格好となっています。

そのほか、新しい資本主義の加速、労働市場改革による構造的賃上げの実現と人への投資の強化、減少傾向にある中間層を再度形成していく方針が打ち出されたものとなっています。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症についてです。

5月8日に感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ移行され、感染症対策への向き合い方に対する大きな転換期となりました。

町民の皆様にはお知らせ版等を通じて、感染拡大防止に御協力いただきましたことに感謝を申し上げるとともに、その場に応じたマスクの着用など、5つの基本からなる新たな健康習慣を身近な感染症対策として引き続き取組をお願いいたしました。

町では、現在65歳以上の人、重症化リスクの高い人などを対象としたワクチン接種を行っておりますが、5類移行後におきましても町民の皆様が安心して日常生活を続けられるよう情報の提供を行うとともに、地域の活動に対する支援等に努めてまいります。

続きまして、行政協力員会議について、御報告いたします。

5月8日から15日にかけて、町内5地域を対象に行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員の皆様にも御出席いただき、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。現在、自治会の数は148ありますが、ほとんどの自治会長さんが行政協力員として就任されておまして、このたびは、112人、約76%の方が新たに行政協力員さんとして御協力いただくこととなりました。行政協力員会議では、こうした新規の方が多くこともあり、主に行政

側からのお願いや情報提供として、新年度における事業や自治会活動交付金などを中心に説明させていただいたところであり、説明の後には意見交換も行いましたが、多くの御意見や御質問、また、御要望をいただきました。これらの意見の中には、例えば自治会の街路灯の電気代について、自治会と宗教活動の関係について、自治会活動交付金について、道路の補修についてなど、たくさんの御意見や御質問をいただき、情報交換ができたと思っておりますし、一定の成果があがったものと考えております。

次に、地域おこし協力隊についてです。これまでに、イタリアーノひらおの推進等に係る業務で1人、関係人口創出業務で2人、あわせて3人の方が着任しております。このたび5月1日付で、新たに2人の地域おこし協力隊員が着任いたしました。1人は埼玉県川口市からお越しの菅野久美子さんで、産業課の会計年度任用職員としてオリーブ栽培および特産品化に向けた業務に取り組んでいただきます。もう1人は、東京都足立区からお越しの川村真愛子さんで、業務の委託先事業者の社員として、町の関係人口創出に取り組んでいただきます。このたびの議会の最終日には、議員の皆様にご紹介することとしておりますので、よろしく願いいたします。お二人とも平生町には初めてお越しになるとのことですが、業務に対する情熱を強くお持ちであり、今後の活躍が期待されるところであります。任期は3年となりますが、その後もぜひ平生町民として過ごしていただきたいと思っております。

続きまして、消防団訓練について御報告いたします。平生町消防団では、毎年火災や災害時の対応に必要な知識や技術の習得を目的に訓練を行っております。今年度は、5月14日に初めて陸上自衛隊と連携した水防訓練が実施されました。自衛隊員から、大雨などによる水害を防ぐための土のうづくりと土のう積み工法を御指導いただき、梅雨や台風などの出水期を前に水防技術の向上、関係機関との連携強化を図っております。

また、昨年度、日本消防協会から交付を受けた訓練用水消火器などの防災資機材について、地域の防災訓練などで消防団員が活用できるよう、資機材を使った指導方法を柳井消防署員から御指導いただきました。今後は、地域の自主防災組織と地元消防団が連携し、防災訓練等の活動を行っていくことで、地域住民の防災、減災意識の醸成、自主防災組織の育成・支援につなげていきたいと考えております。

終わりに、令和4年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要について簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額6億4,658万2,381円、歳出総額6億7,755万1,128円で、差し引き2億6,903万1,253円となりまして、繰越明許費5,289万8,843円を控除いたしますと、2億1,613万2,410円が実質収支となるものです。

次に、特別会計であります、6つの特別会計の合計で、歳入総額42億3,831万3,189円、歳出総額41億1,338万5,048円で差し引き1億2,492万8,141円となりまして、繰越明許費380万円を控除いたしますと1億2,112万8,141円が実質収支となるものです。

以上、3月定例会以降の主な諸般について行政報告として報告させていただきました。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、3月定例会以降の教育行政に関する御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、4月1日に文科省において、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これが改定されまして、町教委では学校におけるマスクの着用の考え方の見直し等に係る対応について、保護者宛て文書を発出し、対応の周知をまいりました。こうした中、平生中学校、佐賀小学校では4月10日に平生小学校では4月11日に入学式が、平生幼稚園では4月12日に入園式が行われ、新入生、入園児を迎え、新年度がスタートしました。その後、5月8日には、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、町教委では改めて5類感染症への移行に伴う学校における新型コロナウイルス感染症への対応についての文書を保護者宛てに発出をいたしました。5月2日付で発出したこの文書には、今後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方と感染対策や対応などについての記載をしております。今後、社会はコロナ禍前の状態に近づくことと思われませんが、子供たちが安心して充実した学校生活を送ることが出来るよう、時々感染状況に応じた感染症対策などについては、引き続き注意深く取り組んでいくこととしております。

次に、佐賀小学校小規模特認校制度についてでございます。小規模の特性を生かした教育活動を推進している佐賀小学校で学びたいという希望に対して、一定の条件の下で実施しています小規模特認校制度でございますが、本年度はこの制度を利用して8名の児童が入学しています。8年目を迎える本制度ですが、本年度は全校児童の中の16人がこの制度を利用しております。全校児童数54人、複式学級は5年ぶりに1つに減少となりまして、この複式学級にあっても、工夫して多くの授業で複式を解いた単学年の授業が行われておりまして、これまで以上の活気も感じられているところでございます。

次に、全国学力学習状況調査について御報告いたします。4月18日、全国学力学習状況調査が小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学に中学校では英語の聞く、読む、書くこと調査を加えて実施をされました。なお、中学校英語のうち話すこと調査については、ネッ

ト環境を考慮し全国で分散開催されたことから、本町では5月17日に実施をしております。全国学力学習状況調査の結果は、7月下旬に公表される予定でございますが、町教委としてはこの調査結果を踏まえ、学校に対して必要な支援を行うなど確かな学力の定着と向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、各小中学校で行われました年度始めの学校運営協議会について御報告をいたします。年度始めの学校運営協議会は、4月下旬にそれぞれの学校で行われています。町教委から平生町の教育方針の説明を行った後、各校校長による今年度の学校経営方針の説明及び承認、各校のコミュニティ・スクールに関する活動等の理解が図られました。意見交換のときには、住民や保護者の代表などの学校運営協議会委員から、挨拶や登下校の様子等、最近の子供の様子を見た忌憚のない御意見や提言が寄せられました。今後、定期の協議会としては、各学校5回程度の予定がされていますが、学校が抱えています課題を地域や保護者と共有しながら、課題解決に向けた取組をみんなで積極的に進め、共により良い人づくり、学校地域づくりを目指していくこととしております。

続きまして、社会教育関連の行事でございますが、4月16日に、4年ぶりに令和5年度スポーツ少年団大会が団員と育成会及び指導者が一堂に会して開催をされました。大会を開催するにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関して、平生町スポーツ少年団本部と慎重に協議をしながら、規模の縮小、団員の入場や座席の間隔への留意など様々な感染対策を講じた上で開催をしました。当日は団員、指導者、育成会等約250名の参加がございました。

次に、ひらおウォーキング大会でございます。天候にも恵まれた5月21日、昨年度の4倍程度の約80名の参加を得て実施することが出来ました。体育館をスタートし、天池、常春寺、大野八幡宮、神出古墳群、大内川排水機場をまわり、再び体育館に戻るコースでございます。本年度も文化財に触れながら総距離約6.8キロを歩きました。参加された皆さんからは「子供と歩きたい経験になりました」「楽しかったです」や、「文化財や旧跡が見られてよかったです」などの感想をいただいております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

.....

日程第5. 議案第27号

日程第6. 議案第28号

日程第7. 議案第29号

日程第8. 議案第30号

## 日程第9. 議案第31号

## 日程第10. 議案第32号

○議長（中村 武央君） 日程第5、議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日程第10、議案第32号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」までを、一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします、予算1件、条例5件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」であります。

このたびの補正は、1,632万2,000円を増額いたしまして、予算総額は59億1,950万2,000円となるものであります。

まず、7ページの歳出から御説明いたします。

一般管理費では、マイナポイントの申込期限が9月末までに延長されたことに伴い、ポイント支援に係る事務費といたしまして、会計年度任用職員に要する経費を計上いたしております。

情報通信費では、デジタルデバйд対策事業として実施を予定しております高齢者向けスマホ教室につきまして、よりニーズに即した内容への転換を図るための経費を計上いたしております。

なお、マイナポイント事業に係る国庫補助金を、既存の歳出予算に対しても充当いたすことから、一般管理費及び情報通信費において財源の振替を行っております。

社会福祉総務費では、過年度分の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業及び価格高騰緊急支援給付金事業における、国庫支出金の精算に伴う返還額を計上いたしております。

戻りまして6ページの歳入について御説明いたします。

マイナポイント事業及びデジタルデバйд対策事業の特定財源として国庫補助金を計上いたすほか、財政基金からの繰入金を計上いたしております。

なお、8ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第28号「平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に準じて、本町における行政手続き等のオンライン化に必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、個別の条例等の規定により、書面で行うこととしている手続き等につ

いて、オンラインによる手続きを可能とするためのものです。

施行日につきましては、令和5年7月1日といたします。

続きまして、議案第29号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に係る厚生労働省令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、家庭的保育事業者に対し、利用乳幼児の移動や送迎のために日常的に自動車を運行する場合、乗降時に利用乳幼児の所在を点呼等で確認をすることや車内の利用乳幼児の見落としを防止する装備を備え、これを用いて降車の際の所在確認を義務付ける規定を定めるものであります。

施行日につきましては、公布の日といたし、見落としを防止する装備を備えることにつきましては、一部経過措置を規定いたします。

続きまして、議案第30号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正に伴いまして、本条例に規定されておりますこれらの法律の引用条項を整理し、民法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、懲戒権に係る規定を削除するものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第31号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等に係る厚生労働省令の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、放課後児童健全育成事業者に対し、利用児童の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に児童の所在を点呼等で確認することを義務付ける規定を定めるものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第32号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、耐用年数が経過し老朽化の著しい町営住宅の用途廃止をいたすものであります。

対象となる住宅は、中村団地6棟・34戸であります。入居者は既に退去済みです。簡易耐火住宅の耐用年数として定められております45年を経過し、老朽化が著しいことから、今年度用

途廃止を行い、順次取り壊しを行う予定にしております。

施行日につきましては、令和5年7月1日といたします。

以上をもちまして、本日御提案申し上げております議案の予算1件、条例5件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

### 日程第11. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第11、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。「ぬくもりある平生町のために必要なこと」ということでお尋ねをいたします。

任期満了前の高木副町長を前に失礼とは思いますが、来月から新しい副町長を迎えることとなります。このタイミングを組織の一つの変化というだけでなく絶好の好機と捉え、これまでの様々な施策や取組をジェットエンジンのアフターバーナーのように、町長のさらなる強力な指導力、推進力の下、加速度的に進めることはできないでしょうか。同時に、ぬくもりある平生町のために、それぞれの事業や体制の総点検をし、職員が生きがいを持って働ける職場体制をつくれませんか。

町民同士、職員同士、そして町民と行政が信頼でつながり、町全体が一枚岩となり、様々な面で厳しい状況を笑顔で乗り越えるため、デジタル化や難しい横文字にも配慮しなければならない時代ではありますが、基本に立ち戻って、人と人がつながり支え合えるような平生町独自の人材育成にも取り組めないでしょうか。まず、お尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、お答えいたします。

約3年間続いていたコロナ禍では、新しい生活様式が提唱され、基本的な感染対策に加えて、人との接触をなるべく控えることとされてきました。そのため、イベントの中止や事業の実施方法を変更する等の対策が行われてきたところです。これらのイベントの中止等により、町民同士や地域住民と行政との交流機会が失われてきたと感じております。このコロナ禍による交流機会の喪失は、職員同士にも当てはまるものではないかと思っております。

現在のような情報化社会にあっては、SNSなど様々なツールを用いてコミュニケーションを

図ることが可能となっておりますが、同じ地域や同じ職場で働く者同士の交流は、ツールを介してではなく対面で直接行われるほうがより濃密で有効だろうと考えております。

新型コロナウイルスの感染症法上の扱いが2類相当から5類へ変更されたことにより、コロナ禍に区切りがつけました。この3年間中止を余儀なくされたイベントなども開催していくこととしておりますが、これからの時代にふさわしいイベントの開催になるように、関係者の間でしっかりコミュニケーションを取りながら考えていきたいと思っております。

来月から副町長が交代いたします。各課長との意思疎通はもとより職員とのコミュニケーションをしっかりと取っていただき、働きやすい職場、職員が十分能力を発揮できる体制づくりに力を発揮してもらいたいと考えております。

町民の皆様から住んでよかった、住み続けたいと思ってもらえる平生町を目指して、職員が笑顔で仕事に取り組める職場づくりを行ってまいりますので、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 河藤泰明議員。

○議員（8番 河藤 泰明君） 毎回申し上げていることですが、時代の変化、価値観、これの変化はまさに激変と表すことのできる世の中です。

行政報告の中で、小中学校の運動会の開催やウォーキング大会などを開催されたという報告を受けまして、本当に嬉しく思っています。町民の皆さんも平生町のよさをまた改めて感じていただけたんじゃないかなと思います。

町長の今答弁にもありましたけれども、新型コロナウイルス感染症、5類への移行をしましたが、現在第9波の入り口だとの報道もされています。そのような中であっても、それぞれの行事、事業を立ち止まるわけにはいかないと思っています。正しく恐れ、正しく備える。一律に中止や延期ということはないでしょうけれども、逆に何が何でも開催するのではなく、それぞれの事業が本当に町民そして町のためになっているのか、体制、予算、いま一度、総点検が必要ではないでしょうか。

本当に必要な事業であれば、物価高などに伴い経費が膨らんでいてもやるべきではないでしょうか。

また、その逆もあると思います。継続して実施することの重要性や難しさ、目に見える成果は将来にしか分からない事業などもあります。一つ一つ再点検していくには本当にせんないと思います。でも、今やらなきゃ本当にまずいんだと思っています。私たちの世代で今やらなきゃ本当にまずいと感じています。

皆さん、職員の皆さんもちろんですけども、データを、近頃はビッグデータがございますので、

様々な情報を以前よりはつかんでいると思います。当時想定された数値、時間がたった今は全く現実とは違う、なのにそのまま計画の進んでいるものもあると思います。過去の方々や計画を非難しているわけではありません。当時は将来に対する希望や期待も含んでつくられた当時の最良の計画であったと思います。まずは、町だけで変更できるものや取りかかれるものから始めていただきたいと思います。

担当課、それと連携する課の職員が信頼でつながることができれば、もっといい町になるはずです。いい仕事ができれば、その過程で人材を育てていくことができると思います。人は支え合ったときにこそ力を発揮し、成功できると信じています。相手をだましたりうそをついたり、ましてや裏切りや私利私欲、恨みつらみだけでつながった関係は、同じことが繰り返され、小さなきっかけで壊れてしまうと実感をしています。そして、それは人を、組織を壊してしまいかねません。そのようなことは決してないとは思いますが、ぜひとも生きがいを感じることでできる仕事の中でいい人材を育てていただければと思います。

先ほど町長のほうからもしっかりした答弁いただきましたので、ぜひ全体で共有をして進めていただければと思います。

今回、一般質問終わらせていただきます。すいません。

.....

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、通告していますボートパークや佐賀漁港などに係留中のプレジャーボートや漁船などの管理状況について質問いたします。

国は、2013年に放置船による環境の悪化、災害の拡大、漁業への悪影響が心配されるとして、2022年度までに放置船ゼロの目標を掲げました。しかし、4年ごとに行う国土交通省と水産庁の実態調査では、全国に2018年現在で約7万隻あるとのこと。この3月27日の読売新聞の記事にも、自治体がこの問題で悩んでいると大きく取り上げられていました。平生町でも水場のボートパークにたくさんの船が係留中です。

また、ここ数年で漁業者の廃業もたくさんありました。

そこで、所有者の高齢化や死亡などで放置されている船はないか、まず質問いたします。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

御質問ありました、本町におけるプレジャーボートや漁船の管理についてでございます。

町内においては、県から町が管理を受託しております県有施設のひらおボートパークと本町管理施設の佐賀漁港がございます。令和5年4月1日現在、ひらおボートパークにおいては、漁船

以外の船舶である遊漁船等のプレジャーボートのみで、係留隻数は57隻、佐賀漁港においては、漁船が53隻、プレジャーボートが59隻の係留状況でございます。

議員御指摘の放置船につきましては、現在、両施設には確認されておりません。

ひらおボートパークにつきましては、山口県港湾施設管理条例第15条第1項に基づき、山口県と本町は漁港施設の管理に関する覚書協定書を締結し、管理を受託しております。利用許可につきましては、毎年度初めに係留申込書や住民票などの必要事項を確認していただき、所有者等を確認した上で内容を審査し、利用許可を行っているところであります。

また、本町管理の佐賀漁港につきましては、毎年度初めに佐賀漁港管理条例第2条第1項の規定に基づき、山口県漁業協同組合平生町支店と調整した上で、佐賀漁港維持運営計画を作成し、管理運営や係留方法を確認しております。近年では、プレジャーボートによる漁港内の利用が増加しており、無秩序な係留等により漁業者とのトラブルが発生することのないよう、所有者などの情報を毎年漁協と連携して確認しているところであります。

今後につきましても、船舶所有者の情報を毎年度更新していき、放置船のおそれがある場合は、訪問や電話などで行政指導を行い、議員御指摘の放置船が発生しないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） お答えありがとうございました。

ただいまは放置船は見られないということです。しかし、町内の空き家があつという間に増えたように、ひょっとしたら船もそういったことになるのではと心配されております。大体、持ち主が亡くなったり高齢化したりして管理ができなくなり、どんどん船が老朽化して撤去費用も爆大かかる、数十万円から数百万円、物によっては漁船なんかは何千万円もかかったという報告もございます。そうなる前に、ちゃんと情報をきちんと取っていらっしゃるようですので、あとはそういうことになったら大変ですよという感じの正しい廃棄の方法とか、ネットでどれくらいかかりますよというボートの解体処分方法と費用、廃棄するにはとかいったものもございますので、きちんと船を管理しなくてはならない、法律で管理しなくてはならないという法律があるということ、また放置船になるとどういった皆さんに影響を与えるか、そういったものと、船の処分はもちろん所有者の責任ですけど、そういったものを県のほうでつくっているところもございます。転ばぬ先のついで、こういったことになる前に放置船になったらどうなる、費用はどれくらいかかるのか廃船の仕方はこうですよという情報提供は考えられていますでしょうか。

毎年ちゃんと状況を把握している、船舶の情報を把握されているようですので、そういった情報提供も大切なんではないかと思うのですけれど、その辺りはいかがでしょうか。よろしくお願

いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

今のところ放置船がないわけでございますので、そういう対策までしたほうがいいのかどうかも含めて、これは検討する余地はあるんじゃないかなというふうに思いますし、また相談があれば、当然こういうことができますというようなことは説明をさせていただきたいとは思いますが、何分、今すぐに、例えば船を廃船するにはどうしたらいいのかみたいなことは、所有者がそういう気持ちがあるのであれば、ぜひとも行政に声かけていただいて御相談をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） お答えありがとうございます。

もちろん個人のもので行政がどうこうというのはなかなか難しいとは思いますが、ただ、手遅れにならないうちに情報提供するという必要は重要だと思っております。

今回も、例えば放置船がワーストワンの隣の広島、しっかり条例を改正して取り組まれて、今回の春のサミットまでかなりきれいになったと聞いております。そういうふうに、分からない知らないうちにどんどんものが重なっていかないように、情報提供のほうはよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。

今年は、4年に一度の統一地方選挙の年でした。選挙は、私たち国民が政治に参加する大切な権利です。住民のために仕事をする人を選ぶことができます。この4月に選挙がありましたので、選挙事務のことについて5つの質問をいたします。

まず、1つ目は投票時間の変更についてです。今回から投票日の投票時間が2時間短縮されました。1997年に選挙制度が改正され、それまで18時だったものが20時までに延びました。投票率を上げるためだと聞いています。そのときは延長でしたから問題はなかったと思いますけれど、今回は短縮だったので、行きそびれた人はいなかったでしょうか。住民への時間変更の広報の仕方と選挙後の反応はいかがだったでしょうか。まず、お尋ねいたします。

次に、期日前投票や不在者投票などの状況について質問いたします。

国民の投票の権利を保障するため、いろいろな投票方式が取られています。時代とともに住民の投票行動は変化していると思われませんが、町内の状況をお尋ねいたします。

3番目は、投票率について質問いたします。

日本は、世界的に見ても投票率が低い国と言われております。近年ますます投票率が下がってい

るようですが、平生町ではどのような状況なのでしょうか、お尋ねいたします。

4番目は、開票作業について質問いたします。

選挙の結果はたくさんの人の関心事です。町民もマスコミも開票作業を熱心に見守っていました。なるべく早く集計が終わるように努力されていると思いますが、今回の評価はいかがだったでしょうか、お伺いいたします。

最後に、立会人についての質問です。

立会人は投票立会人と開票立会人があります。どのように選ばれ、どのような仕事なのか、また報酬はどれくらいなのか、質問いたします。

以上、投票時間の短縮の影響はあったか、2番目は期日前投票や不在者投票などの状況について、3番目は投票率、4番目は開票作業の評価、最後は立会人についてのこの5つの質問をお答えください。よろしくお願いたします。

○議長（中村 武央君） 中尾選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 選挙事務について御質問いただきました。

まずは、投票時間の変更についてでございます。

期日前投票制度の利用が全国的に定着をし、本町におきましても全投票者の約4割近くが期日前投票制度を利用しております。そのため、当日投票者の占める割合が減少傾向となっている状況を踏まえまして、山口県議会議員一般選挙から投票日当日の投票所閉鎖時刻をそれまでの午後8時から午後6時へ2時間繰上げを行いました。

ただ、県議会議員選挙は無投票であったことから、衆議院議員補欠選挙並びに平生町議会議員一般選挙において、初めて実施をいたしました。

時間の繰上げに係る周知といたしましては、選挙が執行されるまでの間は、令和5年広報1月号、2月号それから3月号、また町ホームページ及び本庁舎デジタルサイネージへの掲載を行うほか、選挙執行時におきまして投票終了時刻を強調した入場券の配布、広報車による町内巡回、防災行政無線及び防災メールを使用し、告示日、投票日前日及び投票日にお知らせを行ったところであります。

御質問の選挙執行後におきまして投票時間の繰上げに係るお問合せがあったかということですが、お問合せについてはいただいている状況でございます。

次に、不在者投票の状況でございます。

先ほど申し上げましたように、期日前投票制度が始まりまして全投票者の約4割近くが期日前投票を利用しておりますが、不在者投票につきましては、指定病院それから施設の不在者投票や滞在地からの不在者投票でございますけれども、こちらにつきましては減少傾向にあるというふうに数字では表れております。

ただ、一定数の利用がある状況でございますので、不在者投票、これからも続けていく必要があるというふう感じております。

投票率についてお尋ねがありました。

投票率は、本町におきましても全国的な傾向と同じく低下をしているところでございます。総務省が行いました選挙における意識調査結果によりますと、投票を棄権した理由として、「選挙にあまり関心がなかったから」「適当な候補者も政党もなかったから」の占める割合が高い結果となっております。

本町におきましても、全国的に見られるこういった政治離れ、あるいは無関心が投票率低下につながっているのではないかと考えているところでございます。

開票事務についての御質問をいただきました。

開票事務につきましては、議員おっしゃられるとおり大変関心が高いことであることは十分承知しております。正確かつ迅速に開票作業が進むよう、選挙機器の導入や事務従事者へ作業内容別に事前に説明を行って努めているところでございます。

また、ただ機器の不具合によりまして作業が一時滞る場合もございます。そういった場合に備えまして、機器メーカーの職員を配置をしており、このたびの衆議院議員補欠選挙及び町議会議員一般選挙におきましても、当初予定した時刻までには作業を終えたところでございます。

ただ、一時事務の不手際がありまして時間がかかった、先ほど申しましたように予定時刻には収まりましたけれども少し時間がかかったというふうに考えておるところでございます。

今後も、適正な開票事務に努めてまいりたいというふうに思っております。

最後、立会人についてでございます。

立会人は、投票立会人とあと開票立会人とございます。そのうち投票立会人につきましては、公職選挙法第38条の規定によりまして、市町村の選挙管理委員会が選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て選任することとなっております。ただ、全国的に投票立会人の確保に苦慮している実態を受けまして、令和元年に公職選挙法が改正をされ、従来、各投票区の選挙人名簿に投票された者の中から選任することとなっておりますが、これを選挙権を有する者という改正がされました。

今後の選任に当たりましては、主権者教育の一環といたしまして、若い有権者に選挙に関心を持ってもらうよう、学生等、若年者を対象に投票立会人の公募を行うなど取組を検討してまいりたいというふうに考えております。

このたび、最初に申し上げましたように投票時間が2時間繰り上がりました。投票立会人は、その時間全てに立ち会うわけですので、この2時間の繰上げが投票立会人の選任にいいほうになるよう、いろいろとこれからも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） お答えありがとうございました。

時間の変更は、取りあえず影響はなかったというふうにお答えでした。あれだけいろいろやっても、まだ聞いてなかったという人も中にはいました。私も何人にも聞いたんですけど、その辺りはこれからどうしていこうかなという頭の痛い問題ですけど、1回、2回、3回と続くうちに、時間の変更というものが普通の時間帯ということに意識のほうもなってきますので、それに期待したいと思っています。

期日前投票についてなんですけれど、知事選など選挙運動期間が17日と長いものは、投票も16日と長い期間になります。選挙公報の届く期間を考えても、もっと短くてもよいのではないかと思います。国の制度設計もあるんでしょうけれど、各投票所に6人は必要なのですから、費用もかなりかかります。皆さんの税金が使われているのにどうかなという、権利の確保と選挙に係る費用のバランスをいま一度考える時期に来ているのではないかと思います。

ただ、平生町が町としてできることというのはなかなか少ないようです。時間をもっと短くするとか、例えば16日間日にちがあるのを6日とか10日にするとかいうことは、平生町ではできないようですけれど、何かそれに代わるいい方法はないかなと今私のほうも考えております。国のほうに議会から意見書を出すかなという思いもしておりますけれど、そういった期日前投票の時的なもの、時間的なものも考えていただきたいと思います。

先ほど立会人について、なかなか難しいので、若い人たちに興味を持ってもらうように、そういった形で進めたい、立会人も進めたいというお話がございました。主権者教育になるということで。もしもそういうお考えがあるのなら、結構長い時間立会人は、特に事前の投票日なんかはございます。8時半から夜の8時まで、それを二分割とするとかいう、報酬条例も変えないといけませんけれど、二分割するという方法もあると思います。

また、田布施のように立会人を自治会に推薦を頼むという方法もあると思います。平生町もコミ協なんかが活動しているわけですから、住民を巻き込んだ主権者教育にもなる立会人の選び方、そういったお考えはないか、質問いたします。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。

再開を10時10分とします。

午前10時01分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。中尾選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） まず、先ほどの答弁、答弁漏れがござい

ました。立会人の処遇についてでございます。

立会人には報酬を支払っておりますけれども、その額は、投票立会人につきましては、日額で1万800円、期日前投票の立会人につきましては、日額で9,600円、それから開票立会人につきましては、1回が8,900円というふうになっております。

それから、今提案をいただきました立会人の時間の分割や、また自治会等からの推薦を考えるとどうかというふうなお話でございます。

立会人の交代制というのは、制度の中でもある程度想定されているもののかなというふうに考えております。

ただ、投票立会人を交代する場合には、いろいろと書類的な手続ございますので、その辺りをこちらのほうは今までそういったものがございませでしたので、いま一度勉強する必要があるのかなというふうに考えております。

また、本当、自治会等からの推薦というのは、これから立会人を考えていく上で大変ありがたい提案だなというふうに思います。先ほど申されましたように、田布施町ではそういった方法により選任をしているということでございますので、田布施町の選管にも話を聞きながらそういった方向も検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） お答えありがとうございました。

立会人については、今回立会人をした人たちに何人か聞いてまいりました。長い間座っているので腰が痛くなるから1回やったらもう二度とやらんとかいう話も聞きましたので、腰が痛くならないような時間というか、例えば3時と10時にコーヒータイムを設けるとか——水分補給してもいいですとは言われたんだけどなかなか、じゃあちょっと行ってくるわねというふうな形では難しいので、例えば10時と3時というふうに決めて交代で行けるような方策とか、寒い時期だったら膝かけが要るよとか、ホッカイロが要るよとか、お尻痛くなるからクッションが要るよとか、そういう細かいことも立会人をお願いするときに情報としてお渡しできたらいいんじゃないかなと思いました。

立会人もボランティアかなと思っている人もいますので、そういった報酬もあると、主権者教育にもなる。若い人は、特にそういった主権者教育という立場でいろいろ経験されるのもいいと思います。若くなくてもいい体験になりますので、そういったたくさんの方ができるような形にできたらいいかなとは思っております。

あと、投票率が下がっているというのはとても心配で、先ほど言われたような答え、皆さんのあんまり興味がないとか、誰がやっても変わらないとか、そういう話もあるとは思いますが、こ

の選挙で自分たちのために働く人を議員として選ぶ唯一のチャンスですので、その辺りのこともしっかり皆さんに主権者教育が必要かなと思っております。

自分たちの町を変えるのは、自分たちと共に自分たちが選挙で出した人たちと一緒に町をつくっていくという強い思いの一つの表れですので、選挙のほうにはぜひ行ってほしい、そういったことも、もちろん議員もそうですけど、町行政のほうでも進めていただきたいと思います。

投票には行ったものの無効票が結構ある。今回80、前回100ぐらいあるという話も聞いております。どうしてその無効票になったのかあたりもしっかりと分析されて、批判や不評の無効票なのか、はたまた、何か勘違いしたことの無効票なのか、その辺りもちょっと研究される余地があるとは思いますが。

とても大事な選挙でございますので、もちろん私たちにとっても大変な思いをするわけですが、住民の皆様と一緒にしっかりとまちづくりをしていきたい、そういった思いで選挙にも立っておりますので、町民の皆様もしっかり選挙に行っていただきたいというのが私の願いでございます。すいません、ありがとうございました。

○議長（中村 武央君） 答弁は。（細田議員、首を振る。）はい。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 長尾忠明でございます。私は4月に行われました一般選挙で多くの皆様方に御支援いただき、町議会に送り出させていただきました。今回が私にとって初めての一般質問でございます。これまでの格式をそのままに、新しくなった町議会での壇上での一般質問の機会を与えていただいた議員の皆様、並びに関係者の皆様、町民の皆様方に心から感謝を申し上げます。

また、町議会議員の一員として浅本町長とともに夢と活気にあふれる幸せの町をつくることを実現するために邁進してまいります。

さて、浅本町長は昨年、みんなが満足できるまちづくり、みんなが健やかに暮らせるまちづくり、みんながいきいきできるまちづくり、みんながつながるまちづくりの4項目を掲げて御当選されました。これらをもって町政に取り組まれていることと存じます。

私は、町長が訴えておられた夢と活気にあふれる幸せのまちをつくるためには、町内に子供たちと働く世代の若者たちが多く定住していることが不可欠だと考えております。

しかしながら、それらに直結する課題の一つでもある人口減、少子化の解決は遠い道のりになるとも感じられる状況だと認識しております。

平生町の人口は、令和5年4月30日現在1万1,090人。平生町の出生数は、令和3年で64人、昨年はさらに少ない出生数だったとも聞いております。これまでも町長は様々な対策を

講じられておりますが、新しい生活様式や多様化する社会の中で、多面的なアプローチと対策の重ね合わせを引き続き取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

これは大変大きな課題ではございますが、解決方法の一つは、平生町の魅力を増すことだとも考えております。本日、ポロシャツも着ておりますが、イタリアーノひらおに代表される魅力づくりについて、平生町の関係人口の増加になるためと私は賛同しておりますし、引き続き協力したいと考えております。

しかし、関係人口から定住人口へ移行する求心力としての魅力は、既に暮らしている町民の生活などの充実度をさらに高め、それぞれ皆様が口伝えをしていただけるくらいになることだとも考えております。特に、この部分に係るところを意識して、今回は2つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目に、子育て支援について。

令和6年度まで第2期平生町子ども・子育て支援事業計画を基に各施策を推進、進行中と認識しております。この計画書の中に、平成31年1月に平生町子育て支援に関するアンケート調査が子育て世代に対して行われ、現状と課題の洗い出しも行われております。

15ページに、不定期に子供を預ける事業の利用規模についてのアンケートがなされ、用事、病気や育児疲れのときに子供を預けることができるサービスが充実していると思う保護者の割合は、就学前児童、小学生ともに3割以下となっておりますとの解説があります。

そして、課題として、不定期に子供を預けるサービスの利用意向がありますが、現状の評価は高くないことから、利用に関する情報提供や利用しやすい体制づくりなどの充実を図る必要がありますと書かれてあります。

アンケートの設問、解説、そこからの課題について、おおむねそのとおりだと考えますが、実情と照らし合わせると不足を感じる場所がございます。特に、子供が病気のときに預けるサービスについて、個別の設問も含めて表記がないところがございます。用事、病気、育児疲れのときを指すものは、親のみに対するもののように読み取れます。現状、保育園では、コロナ禍もあり、登園後の発熱で降園もシビアに対応されております。現在も37度5分の発熱もしくは明らかかな体調不良の様子が確認された場合は、お迎えの依頼電話が入る次第です。その後にかかりつけ医に診てもらい、自宅で療養など、対処するに至ります。

切れ目のない子育て支援に関係者の皆様に御尽力いただいておりますが、このように突発的に子供の体調が原因で時間単位で切れ目が起こる場合がございます。近くに頼れる存在の親類がおられ動いてくだされば対応できる事柄ですが、そうでない場合、急な退勤や休暇など、所属する職場などに大きな負担を強いられます。このような家庭での病児保育が頻出する可能性があることは、職場選びなどで大きな支障になります。これまでも経済的な支援をいただいておりますが、

病児保育施設の利用しやすい環境の整備は何よりの経済的支援につながることでであると伝えさせていただきます。

その上で、質問させていただきます。病児保育施設の利用しやすい環境整備の一つとして、町内の保育園から病児保育施設までのタクシーによる送迎対応の枠組みの設定を平生町でできないでしょうか、町長にお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

タクシーで送迎ということですが、病児保育室による送迎対応ができるのかどうかも含めまして、議員御指摘のとおり、保育所等に通っている児童が急に発熱等体調不良となった場合は、保護者にお迎えの要請があります。

また、その多くは母親が対応することになります。

近年、女性の社会進出が進み、出産後も妊娠前と変わらず働く女性が増え、共働き世帯が増加しておりますので、保護者が仕事の都合等で迎えに行くことが困難な場合も想定されると思います。その際には、病児保育室による送迎サービスは、子育てと仕事の両立の支援につながるかと考えておりますので、今後、先行自治体の事例等を参考に研究をしてみたいとは思いますが、タクシーによる場合はタクシーに看護師を乗せてという話になりますので、その辺も含めまして、どういう対応が取れるのかというのを検討して、できればそのようにしたいなとは思っておりますので、よその市なんかではやっているところもあるやに聞いておりますので、そういうところも参考にさせていただきながら、できる限り検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 町長、御答弁ありがとうございました。

大変前向きに検討していただけると感じましたし、進めていただけると信じておりますので、お願いしたいと思います。

その上で、不定期に子供を預けるサービスの利用の要望の多くは、病児保育・病後児保育の保育だったと仮定するなら、現状の評価は高くないとのこの結果は因果関係を示すものと考えます。

平生町での子育て世帯の共働きは約65%、全国的にも約63%であり、全国的にも近い数字かなと思っております。これは年々増加傾向にもあります。

さらに、近くに頼る親類がない母子世帯、父子世帯の子育ては引き続き大変であろうことは想像に難くありません。個人差はあるものの、特に未就学の子供たちの急な病気や発熱は、その抵抗力と集団との交わりの中で管理し切れないものであり、病児タクシーの存在は子育て世帯にとって仕事と子育ての両立を支える大きな存在になると考えております。

そして、この対応を利用できれば、保護者による病児保育の即時対応が回避でき、数時間の猶予ができます。このことは、子育てをする者を雇う者にとっても、子育てに関係することの負担軽減にもなると考えます。

また、各組織、団体、企業における女性の積極的な登用にもつながると考えております。

次に、引き続いて、病児保育・病後児保育全般の質問をいたします。

先ほども触れましたように急な病児保育の利用の促進は、各世帯の子育て、社会の子育て、女性のさらなる活躍機会増加の後押しになると考えておりますが、病後児保育もそれらにとって大変重要な取組だと考えております。この5月にも全国的に流行した、本来であれば冬時期に例年流行するインフルエンザ、子供のインフルエンザ罹患、解熱後の感染予防の対応ですが、学校保健安全法第19条の中で、発症した後5日を経過し、かつ解熱した2日、幼児にあつては3日ですが、を経過するまで出席停止と定められております。

子育ての現場では、解熱して2日目、3日目は、子供本人は元気な状態が多いかを見聞しております。そのときに仕事などをやむなく休むなどの対応もあります。このようなときにこそ、病後児保育の利用は効果的であると考えております。病児保育・病後児保育の利用は、働くお母さん、働くお父さんにとって、時間的にも経済的にも大きな支援になります。

そこで、平生町における病児保育・病後児保育の現状と課題について、町長に問わせていただきます。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、本町の子育て支援施策の一つであります病児・病後児保育事業の現状と課題につきまして御説明申し上げます。

本事業は、平成28年5月に、柳井市、田布施町、平生町の1市2町の共同運営により、周南市の医療法人ふじわら医院に委託して、病児保育室「のびのび」を開始しました。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成を目的として、児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期において一時的にその児童を預かり保育を行う事業となります。

平成31年に町で実施した子育て支援に関するアンケート調査において、子育てに関する不安や負担を感じている保護者の割合は、就学前児童で約4割、小学生で約3割となっており、悩みや負担を感じている保護者のうち子供の病気や発育、発達に関することに悩んでいると回答した人の割合が約5割となっておりました。特に、乳幼児期や小学校低学年は体調を崩しやすく、保育園や学校を欠席することが多くなり、保護者は仕事を休んで看病することになり、仕事に影響を及ぼすこととなります。そのため、第2期平生町子ども・子育て支援事業計画において、保護者の多様なライフスタイルに応じた保育サービスの整備を図ることとし、病児保育の提供につき

ましても検討してまいりました。

そのような中、令和3年4月から「のびのび」において発熱を含む病児も対応可能となり、保護者の皆様にとって安心して子育てができる環境の整備が図られたと考えております。

専門的な知識と経験を持つ看護師と保育士が対応しており、保護者からお子さんをお預かりする際には病状や服薬の状況、持病、普段の様子や好きな遊び、おやつ好み等について丁寧に聞き取りを行っており、病気で体調不良に加え、慣れない環境で不安な状態のお子さんの負担を軽減し、安心して過ごせるよう環境を整えております。

また、障害のあるお子さんも対応可能となっております。

利用に際しましては予約が必要ですが、急な発熱や病状の変化に対応できるよう、インターネット予約により当日の朝8時まで受け付けております。かかりつけ医で受診後に入室となりますが、受診されていない場合はオンラインで診察し、昼に医師の応診があります。

また、病状が急変したときに備え、町内の小児科に協力医をお願いして連携体制を整えており、子育てと仕事を両立する保護者の負担を軽減するとともに、一人一人の児童としっかり向き合いながら保育サービスを提供しております。

課題といたしましては、開設当初の年間利用者が約40名から50名程度でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大等により利用者が減少しており、令和4年度の利用者は20名となっております。1市2町のホームページへの掲載や小学校の入学案内、ファミリーサポートセンター等を通じて周知を行っておりますが、今後も機会を捉えて周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁、ありがとうございました。

この該当施設「のびのび」、平生町内に比較的町内にどこからでも近い場所にあることは、平生町にとって大変大きな魅力の一つだと認識いたします。近隣でも近くにございませぬ。ですので、ぜひともこの施設の活用を前向きに取り組んでいただいて、周知もしていただきながら、利用拡大にすることが、保護者の皆様、男女ともよりよい職場を選びやすくなり、経済的に健康的に育児に取り組んでいただける環境、その他社会活動での活躍の場を広げる整備になるとも思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、道路行政について2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、平生町内の大きな道は2本あると存じます。大まかに表現させていただくと、国道188号線が横に走り、縦には山口県道23号線光上関線が走っております。横に走る国道188号線については、長年多くの方々の努力と町長のお力で新たなバイパス開通に向けて着々

と手続等が進んでいることと存じます。早期に平生町にとってよりよい形での開通を望んでおります。

次に、縦に走る県道23号線光上関線については、生活、通学通勤、産業などの面において引き続き重要でございます。ここでは、この光上関線について質問いたします。

これまでも、当時は建設省だったと思いますが、国土交通省によって平成5年来、道路法第56条の規定に基づく主要な都道府県道及び市道に指定されている町内唯一の県道と認識しておりますし、台風被害の復旧が契機となり、利便性が高まった道になったと記憶しております。復旧された箇所については、大きく被害があった南側に集中しており、そこ以外の中ほどから北側の道は既存のまま修繕、維持管理していただいている状況です。幸いにも大規模な災害もなく、道には大きな損害もなく、根本的な更新は難しいところと承知しております。

しかしながら、光上関線は、交通安全の面において問題点は複数あり、中でもこの3月には堅ヶ浜において死亡事故も発生しております。改めまして、この事故に遭われました方に慎んで哀悼の意を表します。このようなことが起こらないよう、加害者も被害者も生まぬよう努めてまいりたいと思います。

ここで、光上関線の5か所の安全について質問いたします。

1か所目が、角浜北交差点以北の拡幅の予定について、今回の事故のあった部分になると思います。

そして、2点目、平生新橋、田布施側の歩道傾斜部の危険箇所の把握。こちらが、桜町のセブンイレブンの田布施側の県道、橋なんですけれども、田布施側から来まして橋が高いところにございまして、傾斜になっております。そこに、もちろんガードパイプもない状態で側溝があり、橋に近づけば近づくほど高くなって、溝もむき出しの状態である状態です。

3か所目、西水場付近の急カーブの当面の対策。

4か所目、田名から名切付近にできる強い風雨の際に、潮が高いときにも起こり得るんですが、大きな水たまりができます。そこに対する認識と対策。

5か所目が、佐賀小学校前の細い歩道、佐賀小学校から横断歩道を渡りまして右手に曲がって歩道はあるんですが、大変細く、ガードパイプはあるものの交通量が近年多いですし、最高速度も以前から比べると上がっている状態なので、大変危険かと思えます。

以上5か所について、交通安全確保のところを町長に問わせていただきます。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問いただきました県道23号線光上関に係る交通安全のための修繕と整備についてでございます。

本路線につきましては、主要地方道光上関線であり、光市、田布施町、平生町及び上関町を結ぶ当広域圏の主要路線で、道路管理者は山口県柳井土木建築事務所が所管しているところでございます。

まず、1点目の角浜北交差点から以北の拡幅などの予定についてでございます。

現在、柳井土木建築事務所におきまして、角浜北交差点の右折レーン設置を進める上で測量設計を実施しているところでございます。本年度におきましては、用地補償を行う予定と聞いております。

2点目の平生新橋から田布施町側の道路の傾斜部の危険箇所についてでございます。

当箇所は、道路歩道部と側溝部分に段差が生じているところでございます。道路建設時と現在では、周辺の地形、利用状況も変化したことにより危険箇所となったと推測されます。現状を確認し、道路管理者である県のほうへ状況を報告し、対応について検討をお願いしているところでございます。

3点目の西水場付近の急カーブ、当面の対策についてでございます。

当箇所におきましては、事故等も発生しており、道路の陥没も数箇所ある状況でございます。現在の道路舗装が悪い箇所につきましては、県へ報告し、補修をお願いしているところでございます。

4点目の田名から名切付近などに強い風雨や潮によって上り線側に発生する水たまりに対する対策でございます。

台風や大雨時は、道路に水たまりが発生しております。県とともに現地を確認し、道路排水口の清掃など対策を講じていただくようお願いをしているところであります。

5点目の佐賀小学校前の横断歩道横の歩道の拡幅についてでございます。

現時点で、佐賀小学校前の歩道の改修につきましては、地元等からの要望を受け、町としても拡幅していただくよう県をお願いをいたしているところでございます。

これらの箇所につきましては、まずは町で現地確認を行い、道路管理者である山口県柳井土木建築事務所へ再度要望していきたいと存じます。

去る6月8日にも柳井建築事務所所長ほか4名が来町され、今年度事業の本町工事の説明を受けた際も、議員御指摘の数か所につきましても私から強く要望させていただいたところです。

今後におきましても、本路線の修繕や整備が早急に実施していただくよう、県へ粘り強く要望していきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても御支援、御協力をお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 町長より県にしっかりと力強く御要望していただけたということ

を、御発言をいただいて大変ありがたいなと思いますし、私としても協力できるところをしっかりと協力させていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。何事においても、利便性と安全確保は相反することが多いところではございますが、引き続き県道23号線光上関線を大切な道として、改修、修繕、維持管理をよろしく、皆様もお願いいたします。

次に、道路行政について、2つ目の質問に移りたいと思います。

平生町都市計画道路見直しについてです。

令和3年8月に平生町都市計画道路見直し方針が示されております。町の将来の発展を期すれば、土地と土地をつなぐ道というものは重要なインフラの一つであることは異論がないことかと存じますが、以前の計画策定が昭和49年であったことを考えますと、社会環境のうち将来における人口推移、各社会、文化などから求められる形状などが変化し、見直しは必要であったと捉えております。地域の振興は、詰まるところ知見者の御理解と御協力が何より必要と私は考えております。道路には、直接的にも接続的にも間接的にも土地に関わります。そこに訴えるためにも、見直しの方針の中に、課題点として、この整備計画、整備方針の可視化が上げられておられると考えます。

そこで、この可視化について、これまでの取組とこれからの取組について、町長の思うところをお尋ねいたします。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問にございます平生町都市計画道路見直しについてでございます。

1点目が、令和3年8月に示させていただいた平生町都市計画道路見直し方針の整備計画、整備方針の可視化の取組についてでございます。

本町の都市計画道路は、昭和49年1月に都市計画決定されてから約半世紀が経過しております。近年では、少子高齢化や人口減少、経済活動の低迷等の社会情勢が変化していることから、平成18年3月に山口県で策定された都市計画道路の見直し基本方針を基に平生町都市計画道路見直し方針を策定しました。現在は、町ホームページで公表するとともに、建設課にて閲覧しております。

平生町都市計画道路の一つであり令和2年4月に事業化された一般国道188号柳井・平生バイパスにつきましては、令和4年3月に構造の変更として都市計画変更決定を、令和4年11月には国より事業承認されており、それぞれ建設課にて縦覧を行っております。現在の状況につきましては、本町のホームページに掲載しており、柳井・平生バイパスだよりなどで確認することができます。

今後におきましても、議員御指摘のとおり、いろいろな媒体により分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございます。この質問も、この可視化の一部になると幸いです。

様々な事由で進捗が鈍くはありますが、平生町の未来を考える上で不可欠な要素であり、こちらからも引き続いてこの方針を共有していきたいと考えております。

そして、重ねて伺いたいところがございます。先ほど各社会、文化などから求められる形状が変化すると私からお伝えした次第ですが、具体的に申し上げますと、昨今、一過性ではないと思われるほどに交通手段としての自転車、自動二輪車に注目と期待が集まっています。既に、通学通勤はもとより健康増進も兼ねたスポーツ、レジャーなどツーリングとしても見受けられます。これは、光上関線でも言えることではありますが、この都市計画は見直された後の各道路について、自転車の積極利用を念頭に置いた幅員や道路面の表示などの求めがある場合は、この方針と照らし合わせてその範疇にありますでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 都市計画の見直し後の各路線について自転車の積極利用を念頭に置いた幅員や表示などの計画についてでございます。

まず、道路幅員についてでございますが、現在、都市計画決定されているものを変更する場合につきましては、都市計画決定を変更する手続が必要となります。なお、決定している道路幅員内で車道、歩道、路側帯等の幅を変更する場合につきましては、変更の手続は必要ありません。現在、都市計画決定された道路幅員につきましては、道路構造令に基づき自転車、歩行者道の幅員3.0メートル以上を満たされ、路側帯につきましても1.5メートルの計画であることから、交通状況に応じた整備は可能と考えております。

次に、表示等につきましては、設計時に公安委員会の指導を受け、交通状況等に応じた道路整備を進めることとなります。

今後につきましても、道路事業を進めるに当たっては都市計画の変更や道路計画などの各段階におきまして、住民説明会やパブリックコメント、意見募集などで町民の皆さんの御要望や御意見をお聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 窓口業務について、一般質問をさせていただきます。

3月の議会の中で、河藤議員の一般質問の答弁で、町長は、公務員は究極のサービス業であり、

町民の皆様が喜んでくれることが公務員としてのやりがい、生きがいであると体験からこう発言されました。

役場の業務の中でも窓口業務は直接町民の方と接する場であり、そのときの職員の対応のよしあしが町役場そのものの評価につながると思います。職員が笑顔で親切、丁寧に対応してくれたら、町民の方も笑顔になれ、平生町が地域で一番接客接遇のよい行政窓口になると思います。

そこで、お聞きします。職員の誰が対応しても同じような対応ができるように、基本となる窓口業務及び電話対応マニュアルは作成していますか。

また、窓口業務は主に新人職員、若手職員または会計年度任用職員が行っていると思いますが、接遇や窓口業務に関する研修を職員は受講していますか。

また、受講している場合はどのような研修を受講していますか。

2番目の質問ですが、役場の窓口では町民や自治会、自治会長から様々な相談やお願い事、要望があると思います。それらに対して、町ではどのような対応処理を行っていますか。予算を計上していない場合はすぐには対応できない案件もあると思います。

そこで、お聞きします。町では、相談や要望、お願い事の受付をした場合、どのような手順でその相談等への対応や処理を行っていますか。町全体としてシステム化し、迅速な対応ができるように努めていますか、お答えください。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

役場の仕事につきましては、全て接遇につながっていると認識をいたしておりますが、特に町民の方から職員の接遇についてお叱りをいただいているのも事実でございます。

接遇とは、お客様の目線に立ってお客様一人一人に寄り添ったカスタムメイドの対応であり、お客様が100人いたら100通りの接遇があると言われております。接遇のよしあしは、その物差しが受け手の中にあるということもありまして、一義的に全てにおいて誰でも満足のいく対応というのは難しいものだと考えております。常に相手の立場に立って話を聞き、その内容を的確に理解するとともに、必要に応じて相手にこちらの話も理解してもらわなければなりません。接遇スキルの向上は終わらないものであると認識をいたしております。

接遇に関する全職員全般に関わる本町独自のマニュアルは現在作成はしておりませんが、ただ各課で担当する業務ごとにマニュアルを作成しているところもあります。

窓口業務に関連する研修といたしましては、新規採用職員に対して県ひとつづくり財団の主催する新規採用職員課程研修の中で、接遇の基本知識からコミュニケーションスキルの実習を行う接遇科目や、現場内研修の中で外部講師による電話対応、出前研修を受講させております。

また、若手職員に対しては窓口対応での必要なコミュニケーション能力の向上のほか、クレー

ム、苦情対応を学ぶ窓口応接講座にも計画的に受講させております。

会計年度任用職員に対しては、職の性質上、職場外での研修への参加を実施しておりませんが、職場内において経験の豊富な職員が実務を通じて必要なスキルや知識を指導することといたしております。

接遇で大切なマナーとして上げられる身だしなみ、挨拶、表情、話し方については、引き続き職員に周知徹底していき、来庁された方が第一印象として好印象を持っていただくよう努めてまいりたいと考えております。

公務員は、究極のサービス業です。このことは、私が就任以来職員に伝え続けていることです。町民が喜んでくれるというのが公務員としてのやりがいであることを組織全体として意識づけていき、来庁された方はもちろん、電話をかけてこられた方も気持ちよくありがとうと言ってもらえる信頼される明るい役場を目指し、そのために必要なことに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、住民や自治会等からの要望等に対して町として実施可能か否かについては、きちんとお答えすることは当然のことです。これまで要望に対してすぐに実施できるものは実施し、すぐに実施できないものについては検討し、その結果を、できることとなった場合は実施し、できないこととなった場合は、その理由を説明し理解を求めているところでございます。

昨年12月議会の答弁を機に、要望をお聞きしてから1週間を目途にその時点での状況を報告するよう各部署に求めているところでございます。このことをルールとして改めて各部署に通知し、適切に双方のコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 御丁寧な答弁ありがとうございます。

第一印象とは、皆さんいろいろあると思いますけど、笑顔、身だしなみ、挨拶、話し方、態度とあると思います。やはり、これ一つ欠けてもいけないと思いますので、この第一印象を重視していただければ皆様が笑顔になると思います。

町職員も、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の対応や新庁舎移転、機構改革など通常業務以外の業務も増え多忙を極めていると思いますが、町職員が笑顔にならないで町民の笑顔はありません。

町長がお考えになる公務員としてのやりがい、生きがいを見いだすためには、職員が明るい笑顔で対応すれば、町民にも信頼され温かみのある平生町になり、職員もやりがいと生きがいを感じてもらえると思います。

また、2番目の質問ですが、町民などからの相談や要望に関しては、早期に実現できない場合

もあると思いますが、必ず相談者に先ほど町長が申し上げられましたとおり1週間、もしくは1週間でもなくでもいいと思います、10日でもいいと思います、連絡等をお願いいたします。  
以上で質問を終わります。

.....  
○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 通告に従い、質問します。

1 問目、職場の管理体制、人間関係について3点伺います。

1 点目、町民、議会、職員間の信頼関係について接し方や実情、2 点目、価値観の共有、3 点目、職場環境の整備についての3点です。

3月議会で、ぬくもりのある平生町の生きがいについて、職員が生きがいを感じる職場環境と整備が必要と、河藤議員が一般質問、町長の答弁、資料を読み返し、私自身議員としての自覚を改めて考えました。

4月23日の町議会議員選挙後、目まぐるしい情報が飛び交い、誰を信じてよいのか、今日、明日、毎日の情報が交錯し、これが民主政治かと不安を抱きながらの1か月でした。違和感、不安、心にわだかまりが残っています。自問自答しながら眠れない日が二、三日続きました。そのとき、町長さんの生きがいを感じる職場とは、価値観の共有とはの3月議会の答弁書を読み返し、心を静めたことが大変参考になりました。

6月からの新体制を踏まえ、新たな議会のスタートに先立ち、町民のため、議会のため、職員のため、もう一度答弁書をお願いします。町長さん、よろしくお願いします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

休憩中に全員協議会を行います。再開は、全員協議会終了後となります。議員の皆さんは、委員会室へご移動をお願いいたします。

午前11時13分休憩

.....  
午前11時33分再開

○議長（中村 武央君） 再開をいたします。

休憩をいたします。

再開を13時といたします。

午前11時33分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 私の質問の趣旨は、3月議会での町長さんの生きがいを感じる職場とは、価値観の共有とはの答弁に共感しました。

また、大変参考になりました。6月からの新体制を踏まえ、新たな議会のスタートに先立ち、町民のため、議会のため、職員のため、もう一度そのときの答弁をお聞かせください。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私が、3月議会の河藤議員からの役場の職場環境についての質問に対しまして、公務員としてのやりがい等について答弁をいたしましたところでございます。その答弁におきましてお答えいたしましたとおり、昨年度、新庁舎へ移転し、ハード面におきましては職員にとってよい職場環境へと変わりました。その一方、コロナ禍に起因する各種対応業務やマイナンバーカード、マイナポイント関連業務などにより職員の負担が大きく増えております。会計年度任用職員の活用も行っているところではございますが、長時間勤務が常態化している職場があると聞いており、そのような職場環境の改善が急務と考えております。

仕事のために生活が犠牲になるような恒常的な長時間勤務をなくすとともに、職員間で仕事に係る悩みや楽しさを共有しつつ仕事に取り組める職場風土となるよう努めていかなければならないと考えております。そのような職場風土をつくり上げていくためには、自分が大事にする価値観が大切にされ、職場への信頼感や職場の仲間との一体感、自分の存在価値や自分の成長が感じられる職場にしていく必要があると考えております。

自分が大事にする価値観は、主観的な部分が大きく多種多様です。職場では互いの価値観を理解し合えることが大切であると考えております。そのためには、研修等を通じて職員一人一人が自分が大事にする価値観、モチベーションは何なのかを理解する機会や、上司とのワンオンワンミーティング等で職員が抱える悩みなどを聞き、解決に向けて一緒に考える機会の確保などに取り組む必要があると考えております。

今後も、引き続き職員に対しましては、公務員というのは究極のサービス業だということと、私たちがやっていることを町民が喜んでくれるというのが公務員としてのやりがいであるという

ことを伝えていき、日々一生懸命業務に励んでいる職員とともに町民の皆さんに喜んでいただくことを第一に各種業務、事業に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。私の社会人としてのスタートは、旧大島郡久賀町役場に保育士として勤め、保育士として15年間、引き続き行政マンとして定年まで40年間を久賀町役場で1人、大島町役場で4人、柳井市で河内山市長、井原市長と7人の首長の下で働かせていただきました。議会人となり、平生町役場で山田町長、浅本町長と2人、通算すると合わせて9人の首長さんの指導の下で頑張ることができました。信頼関係の中でやってこれました。信頼関係は大切なことです。町長さんの答弁を教訓にして、今以上に町民の声に耳を傾け、町民のため、平生町に住んでよかったとだけ思ってもらえますよう、正々堂々と住みよいまちづくりに頑張ります。引き続き、御指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

2問目の質問に移らせていただきます。

2問目の質問は、平生町存続と将来を担う若者に負担をかけないための検討課題についてです。

1つは、曾根地域交流センターの支払いが10年間、1年間1,200万円と聞いておりました。月にすると毎月100万円を10年間よくも払ったなと思って、でも10年は早かったなと、そのようにも思います。でも、使用料が50万円ぐらいあるんじゃないかと思うんですが、たしか——どれぐらいあるか分かりませんが、かなりの土地代を払うようになっていると思います。これらは、人口減少、少子化と若者の負担が、人数が少なくなる分、若者に負担がかかってくるように思われます。建物がある限り払い続けなければなりません。若者には負担です。

建設時からどのように——支払いが多いので借地になったんかもしれないんですけど、現状、今後の対応について、例えば土地を購入するとか若者に負担の軽減ができないか、そこら辺りは、これはまた希望になると思いますけど、若者に平生町に残っていただくための対策、住みよいまちづくりの一環として考えていくべきだなと思います。

そして、また借地料を支払っている公共施設はほかにあるのかも、併せてお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

曾根地域交流センターは、昭和46年に曾根公民館として建設され、平成24年に建て替えを行いました。建て替えに際しましては、地元住民の方々と協議を重ね、財政的な負担軽減を図るためにリース方式で建設をいたしました。平成29年度からは、曾根公民館を曾根地域交流センターに名称変更し、地域づくり活動を推進する拠点としての位置づけをし、曾根地域の皆様の憩いの場、活動の場として現在に至っております。

同センターの敷地につきましては、公民館建設当初から地元の方の土地をお借りしております。土地賃貸借契約については、昭和44年度に原契約を締結し、以後、所有者の変更や借地料の見直しのたびに更新を行ってきました。現在、毎年借地料を支払っており、土地所有者4名、借地総面積は1,886.43平方メートル、借地料の合計は年額52万6,262円となっております。現在の借地料は、平成30年度の契約変更の際に貸付人と町とで協議の上、双方合意の下、決めたものであります。

今後の借地料につきましては、社会情勢等の変化により更新が必要な場合は両者で協議の上、決定をしていきたいと考えております。

また、土地の購入につきましては、土地所有者との協議が必要となっておりまして、町の財政状況等を踏まえながら対応を考えてまいりたいと思います。

次に、借地料を支払っている公共施設といたしましては13か所ございまして、借地料の合計は年額321万2,142円となります。うち借地の上に施設が建っているものが3か所ございまして、曾根地域交流センターの敷地とひらお特産品センターの敷地、尾国地区にあります水産廃棄物処理施設の敷地で、借地料は3か所の合計で164万5,531円です。

水産廃棄物の施設については、既に稼働状態になく、数年の先には平生町個別施設計画に沿って解体し、その後、土地は個人に返還する予定としております。

その他、職員駐車場用地や丸山海浜パークの駐車場用地、ハートランドひらお運動広場の敷地の一部や平生小学校の進入路など合わせて10か所ございまして、借地料は10か所の合計で156万6,611円です。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

また、時々検討課題にもなると思いますので、若者の軽減のために、若者が住みよい町になりますように、またいろんな知恵を出し合って検討されていかれるようになったらいいかなと思っております。

それでは、もう一点、若者が住み続けられる、またUターンできる対策は考えているかということで、農業政策、将来を担う若者に負担がかからない、いいところだから帰ってきてよ、頼むように、今地域では地域を守るため、高齢者が子供や孫のため農村地域を守り、農業を存続するため基盤整備の話が持ち上がってもう4年になります。一向に前進しません。今では若者も、どうして農作物が作りよい土地にならんのか、隣らあきれいになっちよるじゃないかとか、単純な声を発しております。

現在、農業政策と併せどのように進めているのか、今の現状と将来像をお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平生町の将来のため、若者に向けた農業政策について御質問をいただきました。

一昔前までであれば、農家に生まれた者は家業の農業を継ぎ、地域の農業、農地を守っていくということが当たり前の世の中でございました。しかしながら、社会情勢の変化により、若者が都会へ流出し、また地域にいながらにして離農する若者が後を絶たず、後継者を失ったことで農村の姿が大きく変容することとなってまいりました。

町といたしましても、このような現状を大きな課題と受け止めておりまして、何とかこの状況の改善に向け取り組んでいかなければと考えているところでございます。

後継者を失った地域農業の維持のためには、新たな農業者を呼び込むことと、今おられる農業者の方やその後継者を含め、支援、育成していく方法がございしますが、議員御指摘の地域在住者またはUターンする若者へ対する現在の支援内容について御説明させていただきます。

地域の農業は、地域それぞれのルールや家それぞれの古くからのやり方というものがあると思いますので、まずは地域に学び進めていただくことが一番であると考えております。その上で、それにより難しい場合や、全くの農業初心者で栽培技術の習得をしたい場合などは、JA南すおう統括本部が実施している南すおう営農塾や県の農業大学校が実施している短期入門研修、担い手養成研修などの受講が可能となります。

また、作目や条件によりますが、地元先進農家において体験や実践研修などを受けることも可能でございます。

次に、農業者への具体的支援についてでございますが、認定新規就農者に該当するか否かで大きく異なります。認定新規就農者となるには、農業を専業で行う規模の新規就農者が主となりますが、農業所得目標などの営農計画を立て、町などの認定を受ける必要がございます。認定を受けることができれば、条件によって就農前の研修費用や就農時の施設整備の費用、就農後の経営費用の支援を受けることが可能となります。

また、現在おられる認定農業者などの経営を継承する場合などにおいては、県の営農支援センターによる制度により税理士などの専門員の経営相談などを受けることも可能でございます。

次に、認定新規就農者以外の方、兼業農家で農業を始められる方はこちらになるかと思いますが、国や県の支援はほぼ受けることはできませんので、活用できる制度は、主に町やJAの制度を活用することとなります。初心者の方は、冒頭申し上げたJA等の制度により技術習得をしていただくことになってまいります。

また、町単独の制度として、小規模農家支援事業による農業機械のリース費用の補助や農作放棄地解消事業による農地の再生費用の補助制度の活用も可能でございます。

なお、国や県などの支援制度については要件などが細々と定められており、内容においても見直しが行われますので、新たな農業を希望される方は、まず役場担当課に御相談いただければと考えております。

以上が、現在対応できる内容になりますが、地域の農業を維持していくことは、行政のみならず地域における大きな課題でもございます。以前も地域農業の担い手対策について議員から御質問をいただいた際に申し上げましたとおり、行政は行政において、地域は地域において、またお互いが協力する活動においては協力して、地域農業維持への取組を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくごお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 今、町長さんが申されましたように、住民と農業を維持する農業者と担当課と連携が必要、本当一緒になることが大事というのはよく分かりました。それは、もう農家の人も重々分かっています。恐る恐る役場に聞きに行くと、Uターンじゃったら地域振興課、整備じゃったら建設課、行くのはいつも産業課です。そんなのは、農家の人は大根作るのは上手でも、きゅうり作るのは上手でも、分かりませんので、そこら辺りの配慮をして、どんな意図で行っているかというのは、本当にこういう役場に行くんでも緊張するというような農家の人も多いですので、皆さん、そこら辺りを考えて御指導いただけたら農家の人も喜ぶと思いますし、地域も少しずつ活性化すると思いますので、今後ともどうぞよろしくごお願い申し上げます。質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。通告に従って、質問を行います。

まず、1番目に特定外来生物の「オオキンケイギク」の駆除についてお尋ねをいたします。

オオキンケイギクと言われてもぴんと来ないと思いますので、写真を皆さんにお見せをしたいと思います。（写真を示す）これです。ここは、ちょうど私の事務所の前のところなんですけど、5月28日に草刈りをやったんですが、あんまりきれいなんで草として刈らずに残しておりました。こちら側は、ちょうど大井川のところから曾根の動物病院に向かっの県道の土手なんですけど、これは一面に生えております。

それで、特定の外来生物のオオキンケイギクが町内各地にはびこっております。セブンイレブンの前のところにある樋門の敷地の中にもそれなりに生えておりました。

環境省がパンフレットを作っておりますけど、（パンフレットを示す）パンフレットといっても1枚のチラシなんですけど、こうしたものを環境省が、これはホームページから印刷をいたし

ました。これによりますと、法律で栽培が禁止されており、栽培すると、個人の場合は懲役3年以下、300万円以下の罰金と紹介されております。花は結構きれいなので、地域の草刈りのときも刈らずに残されたりしてしまいます。私も、自分の議会報告の中で毎週発行しておりますが、平生町とかこの周辺の草花を紹介しておりますが、私もそうとは知らずに昨年オオキンケイギクを紹介をいたしました。そのときは、駆除の対象として罰則までついているとは全く知りませんでした。

環境省では、繁殖力が強いことから日本の在来種を追いやり日本の風景を変え、生物多様性を損なうおそれがあると注意を呼びかけております。

新聞報道では、県は駆除には地道な取組が必要と呼びかけていますが、県の現在の対応はどうかになっているのでしょうか。

また、町としてはどう対応をされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員が説明されたとおり、オオキンケイギクはこの時期道端で鮮やかな黄色い花を咲かせております。しかしながら、この植物は繁殖力がとても強く在来種を駆逐するおそれがあるため、栽培や運搬、販売、野外に放つことが原則禁止されている特定外来生物です。

議員が御指摘の道路沿いのオオキンケイギクについてですが、最近町内でも県道沿いを中心に目につくようになっており、この対応について県に確認したところ、県道の維持管理の業務では交通の支障は出ないように計画的に各路線の管理をしている中で、道路管理者としては特定外来生物の駆除等の作業を優先して実施することは難しいという回答でありました。

そして、オオキンケイギクの駆除の啓発を行っている県自然保護課としては、駆除等の事業を実施するのが現実的には厳しい中、県民に対して身の回りのオオキンケイギクの駆除等の啓発を引き続き行っていきたいということでありました。

本町といたしましては、これまでも広報及びホームページを通じて啓発を行ってはいますが、町内でもオオキンケイギクが定着していますので、さらなる周知を図るため、住民の方への啓発方法や機会を捉える等工夫をしていく必要があると改めて感じております。

また、町においても道路の維持業務の中で優先して行うというわけにはいきませんが、増殖を防ぐための対応も必要となってきたと考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 県の対応というのは、私も柳井の総合庁舎に行って県はどうするんですかと聞いたときも似たような話でございました。

町としてもいろいろ対応をされておられるようですが、やはり啓発というのが中心になるのか

と思います。やっぱり「百聞は一見にしかず」で、物を見てもらうという形になるので、やっぱりカラーの写真でこれですよと見せるのが一番いいかと思うので、例えば行政広報が出されておりますが、あの一面に、カラーになっておりますのであそこにこれをばさっと入れて、駆除の対象ですよというようなのも一つの案かというふうには思っております。引き続き、啓発に努めていただけたらというふうには思っております。

それでは、次に、新型コロナの5類の引下げで何が変わったかということについてお尋ねをいたします。

コロナの感染者は5月の中旬ごろから少しずつ増え始め、直近の6月5日から11日の間では1医療機関4.4人となっており、5月8日から5類になってから、その最初の頃は1医療機関1.何人だったと思うんですけど、それに比べたらずっと増加の傾向にあります。

しかし、5類になったことによって、受診相談センターは継続されているものの、発熱患者の診療に当たってきた診療検査医療機関は外来対応機関に変わって、陽性者の健康面の支援に当たってきたフォローアップセンターは一部を除いて廃止をされました。医療費も公費負担から保険扱いになり、窓口負担がかかるようになりました。要するに、検査や医療、生活支援など公的関与は廃止され、自己責任で対応するようになりましたが、こうしたことは住民に浸透しているのでしょうか。フォローアップセンターは、陽性者にとって命綱ともいえるもので、県に対して再開を要請するべきではないのでしょうか。

また、保健センターの窓口で受診、健康、生活など幅広い相談に対応できるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症における感染症法上の位置づけが5月8日から季節性インフルエンザと同様の5類に移行され、外出の自粛要請や行動制限はなくなり、感染対策は個人、事業者の判断に委ねられることとなりました。これまで全額が公費負担でありました医療費も移行後は自己負担が生じることとなるほか、検査費用等も自己負担となります。医療費は、健康保険が適用されますが、急激な自己負担の増加を避けるため、高額なコロナ治療薬や入院に伴う高額療養費制度に該当する医療費部分において、一定の期間公費負担措置が継続されます。ワクチン接種は、令和5年度においては引き続き自己負担が生じることなく公費負担で行われます。

国では、5類位置づけ後の感染症対策として、これまでの新しい生活様式から5つの基本から成る新たな健康習慣を身近な感染症対策として示しております。

町では、5類に移行されるに当たり、お知らせ版、ホームページ等におきまして町民の皆様感染拡大防止に御協力いただきましたことに感謝申し上げますとともに、その場に応じたマスクの

着用など5つの基本から成る新たな健康習慣を身近な感染症対策として、引き続き取り組んでいただきますようお願いをいたしました。

また、感染症法上の措置として医療費等における変更点の周知も行ってまいりました。

今後も、町民の皆様が安心して日常生活が続けられるよう、状況に応じた情報の提供を行ってまいります。

それから、自宅療養者フォローアップセンターでございますが、オミクロン株の影響による感染者の急増を踏まえ、自宅療養者が安心して療養できるよう令和4年8月に山口県が設置いたしました。陽性者の登録や健康相談機能として体調の変化等の健康相談や医療機関の紹介、生活相談機能として療養期間中の生活相談等を受けておりました。相談窓口機能として、他に受診相談センター#7700が発熱患者からの相談や地域の医療機関の紹介などを担っており、いずれも県民住民の相談窓口としての役割を果たしてまいりました。

5類以降後は、この2つの相談窓口機能を一元化した受診相談センター#7700におきまして、24時間対応で発熱時の受診相談や陽性者の体調変化時の相談、受診する医療機関に迷われる場合等におきまして医療機関の診療時間外に御相談いただくことができます。

また、県では体調に異変を感じたり発熱などの体調不良時に備えた相談窓口として、子供医療電話相談の#8000、山口県救急安心センター救急医療電話相談窓口の#7119も利用できると紹介されております。

なお、外来につきましては、広く一般的な医療機関で受診が可能となっていることから、医療機関への受診や薬の処方を希望される場合、まずはかかりつけ医や受診された医療機関に御相談いただきたいと思います。

町では、町民の皆様が安心して日常生活が続けられるよう、電話相談窓口等の周知も行ってまいりたいと考えております。

それから、保健センターでございますが、保健センターでは、新型コロナウイルス感染症感染が報じられて以降、ワクチン接種や感染防止対策等についての町民の皆様にお知らせ版等を通じて情報提供を行い、町民の皆様からの相談をはじめ感染症対策に取り組んでまいりました。5月8日から5類に移行され、感染症対策への向き合い方に対する大きな転換期を迎えました。

町といたしましては、今後も町民の皆様が安心して日常生活を続けられる状況に応じた情報の提供を行ってまいります。

先ほども申し上げました県が開設している電話相談窓口は、受診相談センター#7700のほか、子供医療電話相談の#8000、山口県救急安心センター救急医療電話相談窓口の#7119等がありますが、町民の身近な相談窓口として保健センターを引き続き御利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） この件につきまして、5類に移行したということに関して、町長のほうからも5月8日付で町民の皆様へという文書が出されております。非常にいいことだというふうに思っております。

それで、最後のほうの答弁で、身近なやっぱり保健センターでもちゃんと相談に乗りますよということで、これは本当にいいことだと思うし、これである程度安心はできるというふうには思っております。

ただ、医療機関の受診ということに関していえば、まず自分が熱があるとか何とかで、ひょっとしたらコロナかもしれないというようなときに、前は発熱外来とかありましたけど、今それに関連するもの、その辺も保健センターとか県の相談窓口とか開設はされておりますので、そこに聞くという方法もあろうかと思えます。

しかし、医療機関といえども、前は受入れの機関というのが指定されておりましたけど、それが全ての病院がそうなっているというふうに今言われているんですけど、今病院に入院している人の面会に行くにしても、身内以外は受け付けないというようなことが横行している中で、その辺がスムーズにいくのかどうなのかというのは一つ心配です。

それから、フォローアップセンターのことを言いましたけど、これは健康相談とか生活相談とか受けながら宿泊の療養施設とかも持っていたと思います。それに、さらに自宅に食料を届けたりということもやっていたんじゃないかというふうに思っておりますけど、これについては、そういうことができるのは県だと思いますので、これについては県のほうに、これだけは残したらどうかという申し入れをしていただけたらというふうに思っています。

それから、先ほどもし感染して入院したりしたときに高額療養費がかかっても一部負担というのはまだ9月までは残っているんですけど、それも9月までです。そういうことは、御承知をさせていただけたらと思います。

一つは、フォローアップセンターの継続を県に要請していただきたいと思うんですが、そのことができるかどうか、その意思があるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

フォローアップセンターを前のようにちゃんとつくってほしいという要望ですので、要望はできると思いますので、要望はさせていただきます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 要望はできると思うと言われましたので、ぜひ機会を捉えて要望をしていただけたらというふうに思っています。

それから、介護保険料についてお尋ねをいたします。

来年度から第9期の介護保険事業計画が始まりますが、保険制度そのものについては国の法律で定められますが、保険料については平生町で決めることになります。この間、電気料金やガソリン、そして食料品など物価の高騰が高齢者の生活を厳しいものにしております。現状、介護給付の準備基金は1億4,300万円、令和4年度の決算では介護保険の会計で7,600万円程度の剰余金が発生しています。合計すると2億円を超えます。第8期のときも引下げを行いました。そのときは準備基金が1億600万円、決算の剰余金が3,900万円でした。こうした状況を考えると、介護保険料の引下げは十分可能だと思いますが、基金を活用して引下げができないものか、お尋ねをいたします。

また、前回のときには高額所得者には応分の負担をとということで11段階の特別控除を除いて700万円以上を新設をいたしました。税務課の決算資料では、特別控除を行うとどうなるかは分かりませんが、所得1,000万円以上の方が39人おられますので、所得1,000万円以上の12段階を新設し、所得700万円までの方についてはある程度負担を軽くしてもいいのではないかと思います。12段階を新設し、高額所得者には応分の負担を提案をいたしますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 介護保険料でございますが、今年度、令和6年度から向こう3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画を作成いたします。75歳以上人口が最も多くなることが見込まれている、いわゆる2025年問題等を踏まえ介護給付費を推計していくわけですが、介護給付費に応じた介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金を活用することを考えております。

また、段階区分ごとの保険料負担割合につきましては、事業計画の策定におきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 75歳以上の方が一番多くなる2025年ということを言われましたけど、今、平生町の場合でいえば、介護保険の対象となる65歳以上の方の人口は、令和3年の決算の資料でしたけど、約4,500人ぐらいだったと思います。それから、その中で介護の認定を受けておられる方は766人という数字だったというふうに思っております。

平生町の場合、結構皆さん我慢強いといわれるか、辛抱されておられるというか、そういう意

味で、介護の認定をなかなかさせていないというような現状がその中から見えてくるんじゃないかというふうに思っております。

確かに高齢者人口は増えるとは思いますが、保険料を引き下げる余裕は十分あるんじゃないかと思っておりますので、その点は十分やっていただきたいというふうに思います。

それから、12段階を新設してということは検討するということでしたので、しっかり事業計画を策定される中で検討を進めていただきたいというふうに思っています。

介護保険料の引下げについて、先ほどの答弁がありましたけど、何とか努力してみるとか、そういう話ではなくて、むしろ高齢者人口が増えるというふうなことを持ち出してこられましたので、それで、そう言われるなら保険給付がどれだけ増えるからというような話もあってもええんじゃないかと思うんですが、その辺の話はありませんでしたので、もう一度、引下げについての考えをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたのですけども、75歳以上の人口が最も多くなることが見込まれていますいわゆる2025年問題等を踏まえて介護給付費を推計していくわけでございますが、介護給付費に応じた介護保険料の算定に当たっては、介護給付費準備基金を活用することは考えております。

したがって、計画段階でどれだけの給付費が発生して、どれだけの保険料を取らなきゃいけないかということも踏まえて、計画をつくる予定になっていますので、その中で検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の答弁の方向で保険料の算定をしていただけたらというふうに思います。

それでは、4番目に、教職員の長時間労働の改善についてお尋ねをいたします。

文部科学省が4月の末に発表した2022年度の教員勤務実態調査が公表をされました。2016年の調査と比較して、勤務時間は20分程度減少したにとどまり、依然として小中学校とも11時間を超える勤務時間になっており、依然として中学校では4割の教員が過労死ラインを超えていると報道をされておりました。

私は、2020年の3月議会で、この件について、先生を増やし業務を削減しなければ子供たちにゆとりをもって向き合える学校にはなれないのではないかと質問し、教育長からは、教員の大幅増員を進め、業務の軽減を図ることが望ましい、全国町村教育長会を通じて要望すると応じられておりました。

そこで、お尋ねをしますが、平生町の各学校の先生の勤務状態はどうなっているのでしょうか。

また、改善のために教育委員会としてどのような対応を考えておられますか、お尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、教職員の長時間労働の改善に係る御質問にお答えをいたします。

学校の働き方改革については、国においては、前回平成28年度教員勤務実態調査の公表以降、中央教育審議会での議論を経まして、勤務時間の上限が指針として策定をされ、公立学校の教育職員の勤務時間や業務量の適切な管理とともに、働き方改革が進められてきました。

そうした中、6年ぶりに令和4年度教員勤務実態調査が実施されまして、その速報値が本年4月に公表されたということでございます。

ここで本町の小中学校の勤務実態について、国の調査と少し比較をしてみますと、昨年度10月、11月の集計で、国の調査では時間外在校等時間週50時間以上の教諭の割合は、前回調査より減少はしているものの、小学校で64.5%、中学校で77.1%とされ、本町では、小学校はこの数値より低い51.6%、中学校では高い91.6%となっています。

また、所定勤務時間を超過する教員の通年で合算した在校等時間については、国は小学校で約41時間、中学校で約58時間推計をしております、本町ではこれとほぼ同程度の小学校40.8時間、中学校59.8時間となっております、教材研究や学習指導、学年学級業務や校務分掌、それに加えて中学校では部活動が上限を超えた主たる理由となっています。

本町では、平成28年度から在校等時間の管理を始め、令和3年度からは、現行の平生町教育振興基本計画にこの働き方改革の推進を位置づけまして取組を進めてきておりまして、毎年度この在校等時間は減少はしてきていますが、引き続き各学校と一緒にしっかりと取組を進めていかなければなりません。

次に、改善のための対応という御質問ですけれども、このたびの教員勤務実態調査の速報値からは、本町の傾向は国と同様で、働き方改革に関する取組や時間外在校等時間の状況は全体としては改善傾向にはあるものの、依然として長時間勤務の教員も多く、取組の加速が求められていると考えています。

そうした中で、まず、これまでの取組を御紹介いたしますと、ICカードやタイムカードによる時間管理、留守番電話の運用、そしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、これらの導入にとどまらず、ICT支援員や学校支援員、学校業務支援員、部活動指導員などの配置、さらには家庭教育支援チームの参画など、コミュニティ・スクールの仕組みも活用して、地域の協力を得て進めてきているところございまして、今年度からの対応としましては、学校施設管理員の配置を、また全県で使用を統一した統合型校務支援システムを今後導入することに

ついて、現在、県と市町と一緒に準備をしているところでございます。そういうところでもございます。

こうした取組や状況と併せて、本町の働き方改革に係る方針につきましては、今年度ホームページに公表をいたしました。

また、各学校においては、働き方改革チェックシートの作成に年度当初に取り組みまして、状況把握と改善の余地を明確にするなどの進行管理にも努めることとしているところでございます。

こうした働き方改革の一方で、情報化の進展により学校に寄せられる教育に係る情報量は膨大となって、新たな取組や課題も生まれてきています。

また、一人一台端末の実現によりまして、これまでの伝統的な授業スタイルは問い直され、授業改善も叫ばれています。

一人一人の子供の状況を丁寧に把握し、誰一人取り残さず、個々の可能性を最大限に引き出す教育も求められ、そこでは特別なニーズのある子供への指導、支援、いじめや不登校など、生徒指導上の課題への対応も欠かせません。こうしたことには、しっかりと時間をかけて丁寧に取り組んでいく必要があるわけですが、教員がこれらの業務に集中できる環境づくりの面から、そういう面からも、働き方改革につきましては、これまで以上に保護者や地域の方々の理解や協力を得ながら取組を進めていかなければならない、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。

再開を14時10分、午後2時10分といたします。

午後2時00分休憩

.....  
午後2時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 先ほどの答弁で、学校の先生や教育長さんたちが、随分いろいろな思いを持って苦労されているというのはよく分かりました。

ただ、2019年に働き方改革ということで一定の話があったんだと思うんですが、それを受けて、私も2020年の3月に質問をしたという流れだったと思います。

結局、私が思うのに、新聞報道とかなどでも強調されておるんですけど、学校の先生の場合は、給料の4%を残業代みたいな形で支給をしているという実態があります。このことが、かえってその4%さえ払えば、幾ら残業してもいいみたいな感じになってしまって、そのことが働き方改革を思うように進められないという要因になっているんじゃないかと思っています。ちゃんと、残業代は残業代として当たり前支給するという形に変えるということにすれば、その辺の効果

も上がってくるし、無制限にさせるわけにいかないから、どうしても人員も増やしていくということになるろうかと思っておりますので、その辺のことも含めて、前回も言われましたけど、全国の町村の教育長会などを通じて、やはり文部科学省によく窮状をこちらから訴えていくということ、ぜひ引き続きやっていただきたいというふうに思います。これは要望しておきます。

それでは、最後の質問になろうかと思いますが、上関原発建設計画についてに入っていきます。

原発事故の教訓を投げ捨て、原発回帰に大転換する原発推進法5法が、5月31日参議院本会議で可決成立しました。

この法律では、改定された原子力基本法に原発の活用を国の責務と明記をし、運転期間の規定を原子力規制委員会が所管する原子炉等規制法から削除し、推進側の経済産業省が所管する電気事業法に移し、60年を超えての運転を可能にし、エネルギーの安定供給と脱炭素を口実に原発の利用を永続化するものであり、また、原子力産業の安定的な事業環境の整備などを国の基本的な施策とすることは、原子力業界など原発利益共同体の要求を丸のみしたものだと言わざるを得ません。

原発推進法5法は、福島教訓を省みないものと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

また、第五次平生町総合計画、この平生町の将来像「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」に照らして、上関原発建設計画は矛盾しませんか。

以上、2点をお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

国は、ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需要逼迫への対応に加え、グリーントランスフォーメーション、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められる中において、脱炭素電源の利用促進を図りつつ電気の安定供給を確保するため、電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の性格の異なる5本の改正法案を、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律、通称グリーントランスフォーメーション脱炭素電源法の1本の法案とし、第211回通常国会に提出し、審議され成立をされております。

同法の概要といたしましては、地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入、拡大支援や、安全確保を大前提とした原子力の活用、廃炉の推進などとなっていると認識をいたしております。

福島第一原発での過酷事故については、今後二度と起こってはならないものと考えております。

また、そこに至らないまでも、原発の事故は、住民に重大な影響を与えるものでありますので、町民の安全安心を第一に考え、町民の生命、財産を守る考えに変わりはありません。

第五次平生町総合計画では、町民憲章を基本理念に備え、将来像「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」とし、5つの基本目標の下、39の施策を掲げて将来の姿を住民一人一人と共有できる平生町における計画として策定をいたしております。

赤松議員から御質問いただいている上関原子力発電所建設計画につきましては、国のエネルギー政策に関わるものとなりますので、本町としては、今後につきましても、国や県の動向等、情報収集に努め、注視をしていきたいと考えております。

私たちが住む平生町は、豊かな自然や長い歴史の中で育まれてきた尊い文化など、魅力や資源が数多く残され、住む人にとってすばらしい生活環境を有しています。今後、本町の将来像の実現に向けて、目まぐるしく社会経済情勢が変化する中でも、本町が持つ特性を生かしながら、住民一人一人が住みよさを実感でき、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、答弁をいただきました。

国の原子力推進の5法について、町長からのお話では、エネルギーの安定供給のために再生可能エネルギーを最大限活用しながらということ、こういう法案ができたのだと、概略、そういう説明ではなかったかというふうに思っております。

ただ、私の見解といたしましては、ロシアのウクライナへの侵略ということがあって、エネルギー問題については、やはり日本も大きな問題点に突き当たった部分もあったかというふうには思っております。

しかし、そういう点でいえば、一番天然ガスをたくさん活用していたドイツが、この4月18日には残っている3基の原発を全部停止をいたしました。世界の流れという視点から見れば、過酷な事故を起こす原発は、1つ事故が起きたら取り返しのつかない事故であるという視点から、原発はもうやめようじゃないかという風潮が、大体、多数派になってきております。それと、事故が起こらないにしても、使用済み核燃料をどう処理するのかというのは、今でも大きな課題として残っております。

そういうことを考えたときに、今度の5法の成立で、しかも問題なのは規制委員会のほうの仕事を取り上げて、原発を何年運転するかと、そういう部分が推進するほうが、経済産業省の所管になったというのは、いかがなものかというふうに思っています。

特に、この平生町では、去年、一昨年でしたか、産業課の中から環境政策室を分離をいたしま

した。それは、環境政策のほうで公害対策をやって、産業課のほうはやはり産業の振興をやるということから、推進するほうとやっぱり規制するほうとは分けたほうがいいんじゃないかということで、そういうふうな判断に至ったというふうに思っています。

平生町では、そういう、町長が賢明な政策をとられました。国のほうでは、推進するほうに、また運転期間のこととかも含めていくというのは、いかななものかというふうに私も思っています。

それで、平生町の町民の安全安心を守ることに代わりはありませんということでございました。そういう中で、国のエネルギー政策に関わるものなので、注視をしていくという答弁でございましたが、やはり町民の安全安心を守るという立場から、もしこういう上関の原発建設問題について関わるような発言しなければいけないような機会があれば、やはり町民の安全安心を守るという立場から、ちゃんと発言をしていただけたらというふうに思っています。

平生町の将来像と建設計画は矛盾しないかという質問をいたしました。矛盾しているという答弁にはなりませんでしたが、やはり過酷事故が起きたときのことも想定しながら、平生町は、福島事故のときのことを考えると、この町全体がどこかに引っ越していくような形の状況にもなってしまう。そういうことも勘案しながら、これからもこの問題に対応していただけたらというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 初めての一般質問に当たり、私の議員としての思いをまず述べたいと思います。

私、原真紀は、子育て世代の代表として3人の子育て中のお母さんという立場から、町政を考えていきます。

子育ては1人ではできません。平生町の自然の豊かさを生かし、地域のつながりを大切にして、3世代がつながるまちづくりを考えていきます。

私は、10年前に平生町佐賀地区に移住し、自然と触れ合いながら自給的な暮らしを送ってきました。家の前の畑でも自家製野菜や米づくりを楽しみ、また同じ思いの仲間と出会い、ともに野菜づくりを楽しむことができる場所をつくることができました。

佐合島では、年少から高校生までを対象として、自然体験教室をしております。今後は、身近に感じる自然とコミュニティの力で、暮らしの安心や自己実現ができるすばらしい町の将来をも考えていきたいと思っています。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

一つ目の質問は、移住定住促進についてです。

私の周りで移住をしてきたお母さんたちの声を聞きました。移住を考えるときに、子育て世代の方が、その場所に住むことを決める3つのポイントを教えてもらいました。それは、家、教育環境、仕事だそうです。

その中の家について、幼い子供を連れての家探しはとても大変です。現在は、どの程度空き家バンクで家探しをする方の目線になって作成されていますか。そして、平生町にこれから移住定住を考える人のために、定住促進事業をさらに充実させたほうがよいと、私は感じています。

それは、空き家バンクのリフォーム事業についてです。現状は、空き家バンクに登録した家主が利用するか、借り主、または購入した方が利用できるが、条件の一つとして借り主、または購入者は町外在住者対象となっています。

例えば、町外から町内の民間のアパートや町営住宅に住むなどして、一度町民になった場合はこのリフォーム事業は利用できない。

今、佐賀地区に移住体験住宅がありますが、1名以上1組の利用が可能で、1泊1,000円、最大7名までの利用ができるそうです。最大滞在期間は30日まで。これは、周りの市町村の中でも、とても過ごしやすい環境だと思います。でも、仕事を持ちながら家を探すのも大変だと聞きます。

隣の上関町では、この空き家バンクの利用者の対象を5年以上、町内に定住する意思を表明している者としています。

平生町も、例えば町外から転入後2年以内であれば、空き家バンクのリフォーム事業が利用できるように変更することは可能でしょうか。

また、子育て世代を、私は0歳から18歳未満がいる世代と考えていますが、その子育て世代が、町内で中古住宅を購入する際の支援を充実することは、さらにできないでしょうか。

そして、これらの情報を発信する移住情報サイト、ニッポン移住・交流ナビJOINの情報も、もっと内容が加筆できると思うので、ぜひ広く移住を考えている方へ平生町の魅力ある情報が届くように更新することは可能でしょうか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 原議員にお答えをいたします。

まず、平生町の空き家バンクの情報等につきましてでございますが、平生町では、平成23年度から、定住促進と危険家屋の倒壊等防止を図ることを目的に、町外からU・J・Iターンを希望する人に対して、不動産関係団体と連携して空き家の紹介を行う空き家バンク事業を行っています。

当初は、賃貸物件のみの取扱いとしておりましたが、制度利用の伸び悩み、老朽危険空き家が

増加傾向にあったことから、賃貸物件に加え、売買物件も取扱いできるよう平成27年度に制度の見直しを行っております。

制度の見直しに合わせて、取扱い時のネックとなる不要物の撤去やリフォームにかかる費用の一部助成を行う事業も開始しております。

見直し前は1件の登録件数でしたが、見直し後には67件登録され、そのうち売買12件、賃貸21件の計33件が成約に至っております。

物件情報については、登録の不可を審査した上で情報を開示しております。所有者情報などの個人情報が含まれるのは除いて掲載していますが、町内のどの地区にあるのか、築年数、間取り、賃貸か売却か、また外観の写真も掲載しております。

住所、番地まで詳細に搭載すれば、所有者等が特定されること、不特定多数の者が勝手に物件を確認すること、また他の事業者等から不正なアクセス等を防止する観点から、最低限の情報を掲載することとしております。

ただし、平生町に問合せのあった際には、職員や協定事業所を通じて紹介しており、所有者と購入等希望者、双方の利用者が納得していただけるような制度設計を目指しております。

リフォームにつきましてでございます。

空き家バンクのリフォーム事業につきまして、空き家バンク制度については、移住定住対策の一環として運用しており、利用される際には、町外在住者という利用条件を設けております。空き家バンクに付随するリフォーム事業についても、制度趣旨の同様の利用条件を設けているところ です。

現状、町内にお住まいの方については、空き家バンクに登録されている物件を空き家バンク制度を活用して利用はできません。空き家バンクを設置する際に、移住者の増加と空き家の解消を目的として制度化しております。

対象者の拡大については、その2つの目的のバランスを踏まえて、住民ニーズと近隣市町の動向を見極めながら検討してまいります。

本町では、「アイ・ラブ・ひらお」定住プロジェクトの一環として、若者定住促進住宅事業を行っております。

本事業の中では、中古住宅の購入だけでなく、新築住宅の購入、既存住宅のリフォームに対する助成も行っており、平生町に定住していただくための支援を行っております。

事業を利用できる対象者は、御夫婦どちらかが40歳未満としており、原議員から御質問をいただいた子育て世代の支援にも、おおむね該当していると思っております。

本町の総人口は、年々減少しており、特に若い世代を中心に近隣自治体などへの転出超過となっております。特に20代から30代の転出超過が顕著であり、その抑制が求められることから

40歳未満にターゲットを絞り、効率的かつ効果的な移住定住促進の取組を行っているところで

す。  
子育て世代におきましては、若者定住促進住宅事業の対象者として含む部分も多いとは思われますが、今後の住民ニーズや近隣市町、国の動向を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

それから、情報サイトでございますが、移住関係の情報サイトにつきましては、JOIN、SMOUTに情報を掲載し、本町の移住情報、イベントについての発言を行ってまいりました。

JOINにつきましては、主に地域おこし協力隊員の募集についての情報を掲載してまいりました。2名の地域おこし協力隊員の募集を掲載しておりましたが、昨年度3月に1名、本年度5月に1名の着任につながっております。現在、定員に達したため募集の情報は、掲載は行っておりません。

移住定住に関しては、関係人口の創出、増加を図る情報として、町ホームページだけではなく、note、facebook等のSNS、JOIN、SMOUTといった情報サイトも積極的に活用し、定期的に更新し内容の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（中村 武央君） 議場内の皆様方をお願いをいたします。

携帯電話、スマートフォンなど、音を発する機器をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードなどに設定いただき、音を発しないような設定にさせていただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御返答、ありがとうございました。

空き家バンクに、平成27年から見直しを制度されてから購入が12件、21件の賃貸があったということで、私もこの空き家の有効利用を考えてみました。

せっかくある空き家バンクは、情報のページが、借りたい人、買いたい人の選ぶ判断基準になる内容が、今は少ないと感じている方がいます。登録住宅に関する基本的な住宅情報はありますが、リフォームが必要な物件やすぐに住めない物件があると聞きます。住宅の今の状態の情報も、掲載が必要だと思います。

さらに、それらの情報をもとに、家庭菜園が楽しみたい方向け、DIYが得意な方向け、家財道具があります、お店を始めたい方おすすめなど、選ぶ人へのアピールを加えるなど、その空き家に興味を持ってもらうきっかけになるメッセージを添えてはいかがでしょうか。

北海道北部に位置し、3,300人が暮らす下川町があります。小さな町でありながら、独自の暮らしのスタイル、ワーク・ライフ・リンクを掲げ、2018年には、国からSDGs未来都

市の選定を受け、まちづくりや移住定住の分野でも注目を集めています。さらに、先日発表された2018年度SMOUTアワードでは、堂々のグランプリを受賞されています。

その下川町の移住定住サイト、タノシモやfacebookページ、メーリングリストやSNSなど、ウェブサービスの活用がとても上手です。

そういうことを参考にされ、生きた情報を、移住を考えている方に伝えて、移住が完了するまでサポートする体制を町の中でつくってみてはいかがでしょうか。最終的に決め手になるのは、人と人のつながりだと思います。ここに住みたい、ここなら自分らしく生きれる、そんなまちづくり、人づくりを進めていくことは、平生で可能でしょうか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申しました空き家バンクやリフォーム、これらについてもいろいろな御提言いただきましたので、担当課のほうによく言って、私は、もうできることがあれば、提言いただいたらやるという話をしておりますので、町民の皆様から、本当にいろいろな提案いただければ、私は考えると言います。できるものはやっていく、できないものはできない。それはなぜかということは、ちゃんと説明してやってきているつもりでございます。

ですので、空き家バンクも含めて、リフォーム事業も含めまして、一生懸命、また何がいいのかわ含めて、いろいろと町民の皆さんと意見交換しながら、よりよい方向に進めていけるようにやっていきたいというふうに思っております。

また、いろんな意味で、私ども確かに情報サイトの使い方というか、SNSもそうなんですけど、本当に使えていないというのが実態だと思います。ですので、専門といいますか、ある業者さんから私どもにいろんな情報についての提案とか、受けるような形をとっておりますので、そういうところとも相談しながら情報発信を、平生町としてぜひやっていきたいなというふうに思っております。

前も申し上げたかもしれませんが、ナビタイムさんが、山口県第一位という表彰状が送られてきて、何かと見ましたらツーリング検索伸び率、山口県でナンバーワンだということでございますので、ある程度イタリアーノひらおが浸透してきたのかもしれませんが、そうやって平生町を検索してもらえるとすることは、非常にありがたいものだなと思っております。

これからも一生懸命、平生町の魅力というものをどんどん発信して行って、山口県だけでなく全国、全世界に発信していけたらいいなというふうに私も思っております。イタリアーノひらおですから、これは外国ですので、イタリアの人たちが私ども平生町のホームページを見てただけで、こうだよなというようなのが返ってきたりすることを、私は待っているんです。ですので、そのためにも情報を発信していかないといけないなと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） ありがとうございます。

生きた情報が届くというのは、探している人にとっても、とても有益なことなので、ぜひお願いいたします。

続いて、2つ目の質問をいたします。学校給食についてです。

先ほどの子育て世代が移住定住を考える際にポイントとなる3つのことの1つに、教育環境があります。

学校教育の中での給食の位置づけは、どのようなものかお聞かせください。

また、成長期の子供たちが毎日食べる給食は、安全であることが第一だと考えます。学校給食で使用する食材の仕入れ先や選定方法は、どのように行われているのか、安全に対する基準や制度はありますか。

私は、安全が未確定の食材は学校給食の食材として使用しないという点から、遺伝子組換え食品、ゲノム編集食品が食材として使われていないかどうか、また、残留農薬のことも気になっています。このような点は調査されていますか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 学校給食についてでございますけれども、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化をして食生活の多様化が進む中、肥満であるとか、過度の痩身であるとか、あるいは生活習慣病の若年化、さらには朝食を取らない等の食生活の乱れ、こういったことなどについての指摘がございます。

こうした中、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくためには、栄養や食事の取り方などの正しい知識に基づいた食の自己管理能力であるとか、望ましい食習慣、こういったものを子どもたち自身が身につけることが必要となっています。

まず、学校給食の教育における位置づけについての御質問でございますが、学校給食は学校給食法に基づいて実施をされています。この学校給食法では、学校給食は教育の一環であるというふうに位置づけられまして、昭和29年に制定されて以降、学校給食の普及、充実を目標に、従来進められてきていましたが、平成20年には、学校における食育の推進について新たに規定が加えられています。

こうして、学校給食の位置づけについては、教育活動の一環として学校給食を通じて学校における食育を推進すると、この趣旨が明確にされているところでございます。

学校の教育活動全体を通じて推進しますこの食育でございますが、町内小中学校においても食に関する指導の計画を作成しまして、給食の時間では楽しく食事をする、健康によい食事の

取り方、給食時の衛生、また食事環境の整備などに関する指導にもよりまして、望ましい食習慣や食事を通じた人間関係の形成にもつなげるとともに、また、学校給食に関する学級活動の授業時間を設定して、計画的に給食の時間や、あるいは家庭科の授業等における調理実習の体験、こういったことなどとも関連づけながら、食に関する指導の充実に努めてきているところでございます。

町教委といたしましては、学校教育が引き続き身近な食への関心を引き出して、子どもたちの食に関する正しい理解や適切な判断を養って、成長を支えるものになりますように、積極的にこの食育の推進に努めてまいります。

また、次に、学校給食の食材の仕入れ先、そして選定方法、安全に対する基準等についての御質問でございます。

学校給食は、児童生徒の健康の増進、食育の推進、これらを図るために望ましい栄養量を算出しました学校給食摂取基準、これに基づいて学校栄養職員が食品構成に配慮して毎日の献立を作成しています。その献立に応じて、必要となる食材の仕入れ先等につきましては、まずは町内産の食材、そして県内産の食材等へと幅を広げていますので、町内業者及び近隣業者等からの納入に加えて、山口県学校給食会からが主な仕入れ先となります。

また、その食材の選定方法や安全に係る基準、そして制度については、文部科学省の学校給食衛生管理基準の中の食品の選定、ここに記載してございます食品が過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものの選定に配慮し、有害なもの、またはその疑いのあるものは避けること、有害もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤、その他の食品添加物が添加された食品、または内容表示、消費期限及び賞味期限、並びに製造業者、販売業者等の名称及び所在地、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しない、こうしたことなどが記載されていますが、このことにのっとり納品時に業者と確認を実施しているというところでございまして、このことに加えて、町内の学校給食施設では、1年間に少なくとも1校、毎年検査機関に依頼して食材の検査を実施しているところでございます。

以上で、よろしいですか。オーガニックのことは……、次に。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） ありがとうございます。

平生町産の野菜やお米が中心に選ばれて、そして近隣の市町、それから県産で山口県給食会が主に仕入れ先だということを知り、先ほどの文科省の食品の基準にのっとり納品時に実施をしているという回答をいただき、本当にありがたいことだと思っています。

平生町産の野菜やお米は、町内の生産者の皆さんが四季を通じて町内の子どもたちのために毎日食材として出荷していただいている。この町に暮らす子育て世代の保護者としても、うれしい

ことです。ありがとうございます。

このことを、私はもっと町外の方に知ってもらふ一つ的手段として、新聞でも紹介されていましたが、オーガニック給食マップへ平生町を新規登録してはどうでしょうか。

オーガニック給食マップには、熊本県山都町など8の自治体をはじめ、パルシステムや生活クラブなどの生協やJAなど、24の共同組合を含む203団体が賛同者として名を連ねています。賛同個人では531名いらっしゃるそうです。

学校給食をオーガニックに変える活動を続けている方へ、日本、世界の活動と、その最新情報をまとめ、共有するためのプラットフォームがオーガニック給食マップです。

また、現在、世界、そして日本は、オーガニックへと急速に進んでいます。外に発信していくことで、平生町の潜在的可能性を生かし、魅力を伝えることができると思いますがいかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、オーガニック給食、そしてオーガニック給食マップ、このことについての御質問にお答えをいたします。

有機食材を使った、このオーガニック給食は、子どもたちに安心安全な食材を食べさせたいという保護者や生産者の思いから、今、原議員のほうから御紹介がありましたように、学校給食に導入する取組が全国的に広がりを見せていると、このように言われています。

また、移住を考える際の3つのポイントの1つに教育があるのだと、その中の1つが学校給食というふうなお考えだと思いますけれども、こうした御指摘のように、人口減少対策としてどう移住者を増やすのかの課題に、このオーガニックが貢献するのではないかと、こういう意見も報道等もされていたこともございまして、加えて本町も近隣市町においても、地産地消が非常に積極的に進められ、また進めていまして、安心安全な食材が提供されているということもございまして、インターネット上でオーガニック給食の実現やその実現に向けて活動している自治体をマップ上で示した、このオーガニック給食マップ、ここへの登録につきましても、現在取り組んでいます学校給食施設の在り方、これ検討しておりますが、この検討と合わせて検討もさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御検討いただけるということで、ありがとうございます。

平生町は、今のイタリアーノひらおということで、いろいろな取組をされていますが、そのイタリアではオーガニック製品に関わる農家、製造、流通従事者の数は2010年以降増加し、作付面積についても増加しています。

農林水産省は、2021年5月にみどりの食料システム戦略を策定し、有機農業に地域ぐるみ

で取り組む産地、オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援に取り組んでいます。

オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことをいいます。同じ山口県の長門市も、今年3月に中国地方で初めてオーガニックビレッジ宣言をされました。平生町もオーガニックビレッジ宣言をしてはと考えています。

平生町は、安全、安心、おいしいを追求した三ツ星野菜を、有機質たっぷり含んだ土づくりと化学肥料や農薬を使わずに栽培されています。平生町も、学校給食を中心としたまちづくりとして進めていけると考えています。

いろいろと考えていかなければならない課題はありますが、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地として、平生町をアピールしていきたいと私も思います。

先ほどの移住定住の中に、例えば新規就農者で、こういうふうには有機農業を目指してこられる方もいると思います。そういうふうにつながっていったらいいなというふうには考えています。

最後の質問をしたいと思います。町内の観光施設のトイレについてです。

観光目的で平生町を訪れる方にとって、トイレが利用しやすいかどうかは、一つの判断基準になると感じています。まして乳幼児を連れた方、体が不自由な方や御高齢の方にとっては、安心して利用できるトイレがあれば、なおよいと思います。町内の方にとっても利用しやすくなると思います。

現在の平生町内の観光施設としてのトイレは幾つありますか。それは、どのようなタイプでしょうか。お願いします。

○議長（中村 武央君） ここで、休憩をいたします。

再開を15時10分、午後3時10分といたします。

午後3時00分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 現在、本町の観光所管課が管理している観光施設は、大星山公園、箕山学習の森、神花山古墳公園、丸山海浜パーク及び阿多田公園がございます。

そのうち、トイレがございますのが、神花山古墳公園に男女とも和式タイプのトイレ、丸山海浜パークにも男女とも和式タイプのトイレ、大星山公園及び箕山学習の森につきまして、それぞれ男女兼用として和式トイレを設置しております。

いずれも、昭和後期から平成初期に設置されたもので、施設そのものが老朽化しているのが現

状でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） お答えいただき、ありがとうございます。

5つありました施設の、その中の丸山海浜パークのトイレについて。この頃は、子育てについて男女の差がなくなってきました。同じように我が子に関わる親にとって、トイレの環境も、男女同じであることが理想だと考えます。平生町内のコンビニエンスストア、スーパーの男性用トイレでも、生後5ヶ月から2歳半までの子どもを一時的に座らせておくベビーチェアが取り付けられてあります。この秋から、丸山海浜パークのトイレとシャワー室の改修工事が行われるそうですが、このような設備は備わるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 丸山海浜パークにつきましては、今年度の事業といたしまして、来所者の利便性を向上させるため、トイレの改修を行う予定としておりまして、老朽化したパーティションや照明器具の取替え、壁の塗装、和式便器の一部洋式化などが主な内容でございます。

この中で、和式便器の一部洋式化につきましては、現状の便器個数を確保することを前提として計画しているものでございまして、男性トイレの和式便器2基のうち1基を、女性トイレの和式便器3基のうち2基を、それぞれ洋式化することとしております。

議員、御指摘のベビーチェアにつきましては、トイレの使用においても小さなお子さんを座らせることができ、子供連れで利用された方の利便性向上にもつながるものと承知しております。

ベビーチェアにつきましては、今年度の当初計画では設置を予定しておりませんが、今後、詳細設計を行う段階で、必要となるトイレの区画面積や設置する壁の必要強度等について確認し、予算内で設置が可能かどうかを検討いたしまして、最終的な設置の可否を決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） ありがとうございます。

詳細な計画の際に、もう一度御検討いただける、その後にまた可否を教えていただけるということなので、どうぞよろしく願いいたします。

今後、公共施設のトイレを新設、改修するときには、ぜひ子育て世代の声にも耳を傾けていただき、高齢者、身体的にハンディのある方への配慮、また、安全対策のされた、例えば、個室の仕切りの高さ、屋外であれば防犯カメラの設置、非常ベルやベビーチェアの取り付けなど、所管する各課を横断するような基準を設けて、利用者に優しいものを整備できないでしょうか。

それをお伺いして、壇上からの質問を終わりとします。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今、おっしゃられたとおり、新しい施設をつくるときには、そういうことも十分頭の中に入れて、設計をさせていただきたいというふうに思っております。財源にも限りがございますので、それも踏まえて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） これをもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（中村 武央君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号「平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月20日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第12、委員会付託を追加いたします。

---

### 日程第12. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第12、お諮りいたします。

議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から、議案第32号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第32号は、お手元に配付の付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（中村 武央君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、6月27日午前9時から行います。

午後3時21分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長      中 村   武 央

署名議員    中 村   一 幸

署名議員    中 本   敦 子

---

令和5年 第5回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和5年6月27日 (火曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和5年6月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第27号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第28号 平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 日程第4 議案第29号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第30号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第31号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第32号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 同意第2号 監査委員の選任について
- 日程第9 同意第3号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第4号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第5号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第6号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第7号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第8号 平生町農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第9号 副町長の選任について
- 追加日程第1 議案第33号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第16 議員派遣について
- 日程第17 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第27号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第28号 平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
- 日程第4 議案第29号 平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例

日程第5 議案第30号 平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第31号 平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第32号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第8 同意第2号 監査委員の選任について

日程第9 同意第3号 平生町農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第4号 平生町農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第5号 平生町農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第6号 平生町農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第7号 平生町農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第8号 平生町農業委員会委員の任命について

日程第15 同意第9号 副町長の選任について

追加日程第1 議案第33号 令和5年度平生町一般会計補正予算

日程第16 議員派遣について

日程第17 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

---

出席議員（12名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君                      書記 加村 直子さん

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				中尾 和正君
地域振興課長	……………	星出 一明君	デジタル推進課長	……………	横田 佳幸君
町民福祉課長	……………	淵上万理子さん	税務課長	……………	池田 真治君
健康保険課長	……………	久保 秀幸君	産業課長	……………	吉岡 文博君
建設課長	……………	友田 隆君	環境政策室長	……………	山本 和也君
学校教育課長	……………	吉本 敏行君	社会教育課長	……………	三村 直子さん
総務課財務班長	……………	山本 順一君			

---

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、中川裕之議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第27号**

**日程第3. 議案第28号**

**日程第4. 議案第29号**

**日程第5. 議案第30号**

**日程第6. 議案第31号**

**日程第7. 議案第32号**

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日程第7、議案第32号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」までの件を一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めます。河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君） 今期定例会より本委員会に付託された案件は、予算1件、条例4件の計5件でした。去る22日に委員会を開催し、町長を始め所管課職員の出席を求め慎重に審査をいたしました。5件の議案の採決の結果は、お手元の資料にありますように、全て全会一致、または賛成多数で原案どおり可決すべきとなりました。

審査経緯として各議案に対する主な質疑等を御報告申し上げます。

議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」について、スマートフォン講座はどのような流れで進めていくのかの質疑がなされ、民間が指導する育成研修講座により、地域の方、ボランティアの方を養成し、その方々に地域交流センター等で機会を設けて相談や指導していただきたいと考えており、養成講座を8月上旬に開催し、9月ぐらいから地域で活動していただく。各地域交流センターでは月1回程度、下半期から活動させ、実施していく旨の回答がありました。

討論では、総務費において、マイナンバーカード普及に関する国の補助金を受けた予算であり、マイナンバーカードに関するトラブルが発生しており、普及に関わる事業は一旦中止するべきだとした反対討論がありました。

議案第28号「平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」については、住民票など役場に来なくても、システムにより取得できるようにするために必要な条例なのかの質疑がなされ、書面で申請を行うことが各条例で規定されているものを、包括してオンラインで可能とする条例を制定するものである旨の回答がありました。

議案第30号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、改正する理由についてこども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法、また学校教育法の改正に伴う文言の整備である旨の回答がありました。

議案第29号、議案第31号については質疑はありませんでした。

本委員会の決定どおり、各議員の皆様方の御賛同いただきますことをお願いを申し上げ、委員長報告と申し上げます。

○議長（中村 武央君） 次に、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） それでは産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。6月21日に委員会を開催し、本会議から付託された議案1件の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、議案は、全会一致で可決すべきといたしました。

主だった審議を申し上げます。議案第32号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について、解体工事をする場合の進入路が狭いが計画はどうなっているのかについて質疑がなされ、道が狭い場合においては現状の道路を広げることもできないため、トラック等の選定を行い、多

少工事費がかかるが小出しで工事を行っていきたい旨の回答がありました。

議案についての討論は反対、賛成ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第27号から第32号に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」について反対の立場で討論を行います。

この度の補正予算には、マイナポイントの申込期限が9月末までに延長されたことに伴い、ポイント支援に関わる事務費として76万円が計上されています。昨年からの健康保険証の一体化、公金受取口座を登録することでポイントが付与されることにより、急速にマイナンバーカードの普及は進みました。

しかし、マイナポイントの付与とマイナ保険証を運用する中でトラブルが発生し、特に保険証との一体化については、各種の世論調査で56%、72%、57%の方が保険証の廃止に反対されています。今政府が取るべき道は、直ちにシステムの運用を停止し、その上で全件確認や全容説明を進め、解決策を国民に示すことです。

以上の理由から、マイナポイント事業は一旦停止すべきです。政府のマイナンバーカードのトラブル対応について、不十分とする世論は7割近いが7割以上となっており、議員の皆様への御賛同を訴えて討論を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第27号「令和5年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 賛成多数であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号「平生町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」を採決いたします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号「平生町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第29号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号「平生町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第30号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号「平生町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第31号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第32号は委員長の報告のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

---

### 日程第8. 同意第2号

○議長（中村 武央君） 日程第8、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、平岡正一議員の退席を求めます。

[11番 平岡 正一議員 退席]

○議長（中村 武央君） 町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る6月19日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そしてただ今は、予算1件、条例5件の議案につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

それでは、本日御提案申し上げますのは、人事案件8件でございます。

まず、同意第2号「監査委員の選任について」の御説明を申し上げます。

平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして、2名と定められており、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成されております。このうち議会議員のうちから選任する監査委員の任期につきましては、同法第197条の規定によりまして、議会議員の任期とされており、本町の場合5月31日までとなっております。監査委員の服務は合議制ではなく単独で行うものであり、現在識見を有する者から選任した監査委員単独でその業務に当たっていただいておりますが、困難事案への対応や、監査機能の充実を考慮すれば、早急に後任委員を選任することが必要であり、この度、新たに就任されました議員の皆様方のうちから引き続き平岡正一議員を選任いたしたく御提案申し上げます。

平岡議員におかれましては、平成21年6月から14年間、既に監査委員として御活躍をいただいておりますが、簡単に略歴を申し上げますと、昭和50年に町議会議員に初当選以来、今期で12期の御当選をされており、その間4年間の議長経験をはじめ、議会運営委員会委員長、建設経済常任委員会委員長、新庁舎整備調査特別委員会委員長など要職を歴任されております。

また、かつての柳井地区広域事務組合での監査委員、全国町村議会議長会での監事の職もお務めになるなど、過去の御経験、識見などから適任と存じまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

なお、御参考までに申し上げますと、識見を有する者から選任された監査委員といたしましては、大野南にお住まいの山田吉明さんに平成30年11月からお務めをいただいているところであります。

以上で同意第2号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第2号は、本案に対し同意することに決しました。

これをもって、平岡正一議員の除斥を解きます。

〔11番 平岡 正一議員 入場〕

---

日程第9. 同意第3号

日程第10. 同意第4号

日程第11. 同意第5号

日程第12. 同意第6号

日程第13. 同意第7号

日程第14. 同意第8号

○議長（中村 武央君） 日程第9、同意第3号から日程第14、同意第8号までの平生町農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町監査委員の選任につきまして御同意を賜りまして、ありがとうございました。

続きまして、同意第3号「平生町農業委員会委員の任命について」から同意第8号「平生町農業委員会委員の任命について」までを一括して御説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が令和5年7月29日に満了することに伴い、農業委員会等に関する法律、並びに平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に基づき、農業委員会の委員を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

農業委員会等に関する法律では、農業委員会委員の任命に際し、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないことや、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこと、及び委員の年齢・性別等に偏りが生じないよう配慮しなければならないことが明記されておまして、次に申し上げます6名の方々につきましては、これらの要件を具備するものとして御同意をお願いするものであります。

なお、提案しております方々の履歴につきましては、議案裏面に添付しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、同意第3号におきましては、宇佐木にお住まいの富田康史氏でございます。

富田氏は、昭和44年4月から平生町農業協同組合に勤務され、平成23年3月に退職されてからは専業農家として、平成28年からは認定農業者として、農業に従事されています。23年7月からは平生町農業委員会委員として務めておられます。

続きまして、同意第4号におきましては、大野南にお住まいの窪田伸子氏でございます。

窪田氏は、平成20年3月に平生町にUターンされてから、専業農家として、令和元年11月からは農家生活改善士として農業に従事されています。令和2年7月からは平生町農業委員会委員として務めておられます。

続きまして、同意第5号におきましては、平生町にお住まいの瀬尾純夫氏でございます。

瀬尾氏は、昭和57年4月から山口県庁に勤務され、平成27年3月に退職されてからは、平生町民生委員児童委員に任命されるなど、町行政に御協力いただいております。平成29年7月からは農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として農業委員会委員として務めておられます。

続きまして、同意第6号におきましては、大野北にお住まいの金福和広氏でございます。

金福氏は、平成21年に有限会社金福建設を退職されてからは、専業農家として、また18年からは認定農業者として農業に従事されています。令和2年7月からは平生町農業委員会委員として務めておられます。

続きまして、同意第7号におきましては、小郡にお住まいの吉崎秀和氏でございます。

吉崎氏は、昭和55年4月から平生町農業協同組合に勤務され、平成元年3月に退職されてからは、専業農家として、平成9年からは認定農業者として農業に従事されています。11年7月

からは平生町農業委員会委員、17年11月からは指導農業士、23年7月からは平生町農業委員会会長職務代理を務められております。

続きまして、同意第8号におきましては、平生町にお住まいの内山壯二氏でございます。

内山氏は、昭和40年8月から平生町役場に勤務され、平成13年3月に退職されてからは、専業農家として、また18年からは認定農業者として農業に従事されています。14年7月から平生町農業委員会委員を務めておられ、23年7月からは会長職につかれています。

以上6名の方々におきましては、どなたも、適任者であると判断をいたし、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願いするものであります。

以上で同意第3号から同意第8号までにつきましても御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

同意第3号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第3号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第4号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第4号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第5号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第5号は、原案に対し同意することに

決しました。

同意第6号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第6号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第7号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第7号は、原案に対し同意することに決しました。

同意第8号は、原案に対し、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第8号は、原案に対し同意することに決しました。

---

#### 日程第15. 同意第9号

○議長（中村 武央君） 続きまして、日程第15、同意第9号「副町長の選任について」の件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、農業委員会委員の任命につきまして、御同意を賜りましてありがとうございました。

続きまして、同意第9号「副町長の選任について」の御説明を申し上げます。

御承知のとおり副町長制度は平成18年の地方自治法の改正により創設されたものでありまして、高木哲夫氏につきましては、令和元年7月から1期4年間、議会の同意を賜りまして任命しているところであります。

着任後は、職員への指揮監督や町政における政策立案を担当し、文字どおりトップマネジメントの強化に寄与してまいりました。

このたび6月末日での任期満了にあたり、再度同氏に対して副町長として引き続いての就任をお願いいたしました。本人の辞意が固く、後進に道を譲りたい旨の申出がありましたので、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。後任者につきましては、全町的に、また、学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの候補者の中で、あらゆる角度から総合的に判断いたしました結果、このたびは、現建設課長の友田隆氏を7月1日付で選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

現在、全国的に少子高齢化とそれに伴う人口減少が進行している状況の中、地方自治体を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。その中で、持続可能な財政運営を踏まえながら、スピード感をもって安心して安全なまちづくりに取り組んでまいりには、豊かな識見と適格な判断に基づく迅速な実行力を持つ人材が必要であります。友田氏におかれましては、豊富な経験と識見を有し、行政各般に精通されており、最適任者であると判断いたし、このたび、選任をいたしたいと存ずるものでございます。

私も、選任に当たりましては、改めて町長としての職責を自覚いたしまして、議会の皆様方とも常に協議を重ねながら、平生町の進展と活性化に向けて一丸となって、副町長をはじめ職員ともども取り組んでまいり所存でございます。

参考までに友田氏の略歴を簡単に申し上げますと、現在57歳でございます。昭和63年に平生町役場に奉職し、平成31年4月に地域振興課長、令和3年4月から現在まで建設課長を務めております。

友田氏を適任者であると判断をいたし、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の同意をお願いいたすものであります。

以上で同意第9号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第9号は本案に対し、同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。委員会室で全員協議会を行いますので、議員の皆さんは御移動をお願いいたします。

午前9時33分休憩

午前10時05分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第33号「令和5年度平生町一般会計補正予算」が追加で提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって議案第33号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

#### 追加日程第1. 議案第33号

○議長（中村 武央君） 追加日程第1、議案第33号「令和5年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、人事案件8件の議案につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、追加日程の御承認を賜りありがとうございます。

それでは、御提案をいたします、予算1件の議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第33号「令和5年度平生町一般会計補正予算」であります。このたびの補正は、914万2,000円を増額いたしまして、予算総額は59億2,864万4,000円となるものであります。

まず、8ページの歳出から御説明いたします。

衛生費の保健センター運営費では、保健センター正面の自動ドアの修繕に要する経費を計上いたしております。

教育費、小学校費の学校管理費では、佐賀小学校の外壁改修工事に要する経費を計上いたしております。

中学校費の学校管理費では、水道水の流出に伴う対応に要する水道代を計上いたしております。

戻りまして7ページの歳入について御説明いたします。

財政基金からの繰入金のほか、佐賀小学校改修工事の財源として町債を計上いたしております。

なお、4ページの第2表地方債補正につきましては、小学校施設整備事業の起債額を変更いた

すものであります。

また、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただき  
たいと思います。

以上で議案第33号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきま  
しては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じま  
すので、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。

議案第33号「令和5年度平生町一般会計補正予算」を起立により採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第16、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとしたいと思いま  
す。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配  
付の文書のとおりとすることに決しました。

### 日程第17. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第17、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 中 川 裕 之